

令和 5 年度版

監 査 年 報

静岡県監査委員

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、令和5年度に実施した定期監査、随時監査、臨時監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査などの実施状況や結果をまとめたものです。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和7年3月

静岡県監査委員	山下	和俊
静岡県監査委員	松本	早巳
静岡県監査委員	良知	淳行
静岡県監査委員	阿部	卓也

目 次

第1 令和5年度監査の概要	
1 令和5年度の監査の基本方針	1
2 令和5年度の監査等の種類及び実施状況	3
3 監査委員の状況	9
4 令和5年度の監査委員事務局の組織	10
第2 令和5年度の監査結果	
1 令和5年度の監査実施状況	11
(1) 令和5年度の指摘等の状況一覧	
2 定期監査	15
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3 随時監査・臨時監査	37
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4 行政監査	41
5 財政的援助団体等の監査	43
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
6 決算審査及び基金運用状況審査	49
(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
7 健全化判断比率等審査	56
(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8 内部統制評価報告書の審査	59
9 例月出納検査	60
10 住民監査請求に基づく監査	61
11 令和5年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報掲載）	67
(1) 定期監査	
第3 年度別の指摘等の状況一覧	73
第4 監査業務のアウトソーシング	
1 令和5年度の監査実施状況	77
2 令和5年度の指摘等の状況	77

第5	外部監査	
1	外部監査制度の概要	78
2	監査実施状況	79
3	監査結果	81
4	年度別の実施状況	83
第6	監査の情報提供	84
資料	監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは	85

第1 令和5年度監査の概要

1 令和5年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性(Economy)の観点、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性(Efficiency)の観点及び事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性(Effectiveness)の観点からの監査（以下「3E監査」という。）を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 税収不足の状況下において、3E監査の視点を活用し、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施する。
- (5) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項及び内部統制の評価により顕在化したリスクの高い事項について、重点的に監査する。
- (6) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。

- (7) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (8) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和5年度の監査等の種類及び実施状況

令和5年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）	
財務監査	定期監査	財務会計監査	予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性・効率性・有効性などについて実施します。 特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか等に配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所	
		工事技術監査	工事の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているか等について実施します。		
		公営企業の経営に係る事業の管理監査	事業の経営に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているか等経営の効率性について実施します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。		
行政監査	事務事業監査	法第199条第2項	県の事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され、組織及び運営の運営が合理的であるかどうかについて実施します。 ※ 平成27年度以降、テーマ別監査は実施していません。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）	
財務監査	随時監査	財務会計監査	法第199条第1、5項	監査委員が必要があると認めるときに実施する財務会計や工事技術についての監査です。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査			
行政監査	臨時監査	事務事業監査	法第199条第2項	定期監査を待たずに速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施する行政監査です。監査対象機関、監査期間、実施方法等は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財政的援助団体等の監査		法第199条第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているか、補助事業等の目的を達成しているかについて実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているか等について実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体	

(注) 法：地方自治法

実施時期・頻度	実施実績	令和5年												令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象474箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・予備監査 (職員、公認会計士) ・本監査(監査委員) ・監査結果報告、 公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (注) 以下、定期 監査以外の監査の 実施体制は、おお むね定期監査に準 じる。 </div>															
必要があると認めるとき。	監査対象19箇所															
	監査対象2箇所															
必要があると認めるとき。	令和5年度は実績なし															
必要があると認めるとき。	監査対象32団体															

< 監査等の種類 >

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているか等について審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
内部統制評価報告書の審査	法第150条第5項	知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。	内部統制評価報告書
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているか等について検査します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の8第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事の実務監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） 財政的援助団体等（知事の実務監査のみ。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和5年										令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/25 審査依頼 ・8/31 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/25 審査依頼 ・8/31 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/ 8 審査依頼 ・8/31 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	・7/26 審査依頼 ・9/11 監査委員協議会 ・9/12 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	例月出納検査 （毎月25日から月末まで）												
住民から請求があったとき。	監査の実施は60日以内 令和5年度は4件の請求があり、3件の結果を公表した。	請求 ↔ 結果 請求 ↔ 結果 請求 ↔ 結果 3月に請求のあった監査結果は4月以降に公表												
請求や要求があったとき。	令和5年度は実績なし													

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部監査	法第252条の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条第12項</p> <p>法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項</p> <p>法第150条第5項</p> <p>法第242条第11項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。</p>
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第14項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

(注1) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和5年												令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎年	<ul style="list-style-type: none"> ・監査補助者の協議、告示 ・外部監査人への協力 ・前年度監査結果等に対する措置状況の公表 ・前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表 ・次年度包括外部監査契約締結の際の意見 ・監査結果の公表 	5~6月 補助者の協議、告示					10月 前年度監査結果等に対する措置状況の公表			1月 次年度包括外部監査契約締結の際の意見 (注2)			3月 監査結果の公表			
請求や要求があったとき。	令和5年度は実績なし															

(注2) 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

実施時期・頻度	実施実績	令和5年												令和6年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
監査の結果に関する報告の決定のとき。	年6回	6月			9月			11月			2月 3月 (2回)							
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。 健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	(決算等審査) 8月 (健全化判断比率等審査) 8月	8月																
内部統制評価報告書の審査意見の決定のとき。	9月	9月																
住民監査請求の結果の決定のとき。	年3回											10月			12月		2月	
監査委員協議会終了後	年6回	(注3) 6月 (7月) → 9月 (10月) → 12月 (12月) → 2月 (2回) (2月、3月) → 3月 (3月)																
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	年4回	6月 (注4) → 8月 → 11月 → 2月 令和5年12月以降に報告された監査結果に基づく措置状況は、翌年度に公表																
—	[ホームページ掲載] 随時	← 年間随時 →																
—	[監査年報の発行] 3月	3月																

(注3) 監査結果を県議会や知事等に報告した月です。()は県公報により公表された月です。

(注4) 令和5年3月(2回)に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和5年度に係る監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	森 裕	R2.4.1～R6.3.31	委員就任 R2.4.1～ 代表就任 R2.11.1～
識見	常勤	渡邊 芳文	R2.11.1～R6.10.31	
議員	非常勤	竹内 良訓	R5.5.19～R6.5.16	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	四本 康久	R5.5.19～R6.5.16	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	鈴木 澄美	R4.5.20～R5.4.29	終期は委員の任期による
議員	非常勤	佐地 茂人	R4.5.20～R5.4.29	終期は委員の任期による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

第2 令和5年度の監査結果

1 令和5年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務 監査 ・ 行政 監査	定期監査	本 庁 221箇所	本 庁 令和4年度 出先機関 令和4年度及び 令和5年度期 中	15 ※ 行政監査に ついては 41
		出先機関 253箇所		
		合 計 474箇所 (すべての機関実施)		
財務 監査	随時監査	財務会計監査 19箇所	令和4年度及び令和 5年度期中 ※財務会計監査のうち、 抜き打ち分以外の3箇所 については、平成30年 度、令和元年度及び令和 3年度から令和5年度ま で。	37
		うち抜き打ち分 16箇所		
		工事技術監査 2箇所		
		合 計 21箇所		
行政 監査	臨時監査	本 庁 0箇所	令和4年度及び令和 5年度期中	37
		出先機関 0箇所		
		合 計 0箇所		
財政的援助団体 等の監査		32団体	令和4年度	43
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和4年度	49
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和4年度	55
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和4年度	56
内部統制評価報 告書の審査		内部統制評価報告書	令和4年度	59
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	60

住民監査請求に基づく監査	令和5年度請求4件		61
--------------	-----------	--	----

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	観光に関する施策の財務事務の執行について	令和4年度（原則）	78

（注）令和5年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和5年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	253	36	39	3		4	7	12	1	5	18			14	14
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	0	0				0				0				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	1	1				0	1			1				0
	教育委員会事務局、教育機関	129	11	13				0	1	1	6	8			5	5
	警察本部、警察署	72	3	4			2	2			1	1			1	1
	小計	474	51	57	3	0	6	9	14	2	12	28	0	0	20	20
随時監査		21	4	3				0	1			1	2			2
臨時監査		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		32	1	2				0	2			2				0
計（A）（注2）		527	56	62	3	0	6	9	17	2	12	31	2	0	20	22
令和4年度監査実績（B）（注2）		542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22		1	21	22
増減（A-B）		△15	4	8	0	△1	0	△1	11	△2	0	9	2	△1	△1	0

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（85ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件（令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件）です。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
15	1	23	39
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	0	0	1
1	1	11	13
0	0	4	4
17	2	38	57
3	0	0	3
0	0	0	0
2	0	0	2
22	2	38	62
9	6	39	54
13	△4	△1	8

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	4	2		2	4
危機管理部	1			1	1
経営管理部	7	5		3	8
くらし・環境部	1			1	1
スポーツ・文化観光部	2			3	3
健康福祉部	6	2		5	7
経済産業部	5	2	1	3	6
交通基盤部	9	4		4	8
出納局	1			1	1
計(C)	36	15	1	23	39
令和4年度 監査実績(D)	43	9	4	29	42
増減 (C-D)	△7	6	△3	△6	△3

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（474箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和5年度は、合規性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施しました。

(イ) 出先機関

消耗品等の共同調達の状況、災害用備品の管理状況、公用車の燃料調達の状況、ETC割引の活用状況等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和5年度						令和4年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	書面 委託	
知事部局	147	[53]	106	(60) [59]	253	(60) [112]	147	[93]	106	(59) [40]	253	(59) [133]	0	(1) [△ 21]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5				5	(0) [0]	5	[5]			5	(0) [5]	0	(0) [△ 5]
各種委員会 事務局	9	[4]			9	(0) [4]	9	[7]			9	(0) [7]	0	(0) [△ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	12	[12]	117	(96) [46]	129	(96) [58]	11		118	(93) [73]	129	(93) [73]	0	(3) [△ 15]
警察本部、 警察署	44	[44]	28	(23) [13]	72	(23) [57]	46		28	(21) [13]	74	(21) [13]	△ 2	(2) [44]
計	221	(0) [117]	253	(180) [119]	474	(180) [236]	222	(0) [109]	254	(174) [127]	476	(174) [236]	△ 2	(6) [0]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数()書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和5年度								令和4年度								増減 (A-B)	
	出先機関								出先機関									
	本庁	書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (B)	書面 委託	書面 委託	
知事直轄 組織	12		2	(2) [1]			14	(2) [1]	11		2	(1) [1]			13	(1) [12]	1	(1) [Δ 11]
危機管理部	6		2	(1) [1]			8	(1) [1]	6		2	(1) [1]			8	(1) [7]	0	(0) [Δ 6]
経営管理部	11		12	(8) [7]	1	(1) [1]	24	(9) [8]	11		12	(8) [4]	1		24	(8) [15]	0	(1) [Δ 7]
くらし・ 環境部	16		4	(3) [1]	4	(3) [1]	24	(6) [17]	17		4	(3) [1]	4	(2) [1]	25	(5) [2]	Δ 1	(1) [15]
スポーツ・ 文化観光部	16		4	(3) [4]			20	(3) [20]	16		4	(3) [0]			20	(3) [0]	0	(0) [20]
健康福祉部	21		15	(8) [9]	18	(3) [6]	54	(11) [36]	21		15	(6) [5]	18	(1) [12]	54	(7) [17]	0	(4) [19]
経済産業部	31		26	(21) [16]	6	(5) [5]	63	(26) [21]	31		26	(16) [10]	6	(2) [1]	63	(18) [42]	0	(8) [Δ 21]
交通基盤部	29		12	(2) [8]			41	(2) [8]	29		12	(1) [4]			41	(1) [33]	0	(1) [Δ 25]
出納局	5						5	(0) [0]	5						5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
企業局	3		2	(1) [1]			5	(1) [4]	3		2	(1) [1]			5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1						1	(0) [1]	1						1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5						5	(0) [0]	5						5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
各種委員会 事務局	9						9	(0) [4]	9						9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	12		117	(96) [46]			129	(96) [58]	11		118	(93) [73]			129	(93) [73]	0	(3) [Δ 15]
警察本部、 警察署	44		28	(23) [13]			72	(23) [57]	46		28	(21) [13]			74	(21) [13]	Δ 2	(2) [44]
計	221	(0) [117]	224	(168) [107]	29	(12) [12]	474	(180) [236]	222	(0) [109]	225	(154) [113]	29	(5) [14]	476	(159) [236]	Δ 2	(21) [0]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に付設された機関で、健康福祉センターに付設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	474箇所
指摘等の箇所数	51箇所 (10.8%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに付設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	3	14		17
工事技術		2		2
事務事業	6	12	20	38
計	9	28	20	57

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(85ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の件数は65件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(20ページから36ページ)のとおり)

(ア) 指摘(9件)

a 財務会計(3件)

(a) 支出関係(1件)

- 継続的資金前渡に係る立替払(同種事案の発生)(賀茂健康福祉センター)

(b) 財産関係(2件)

- 車検切れ車両の貸付(産業革新局新産業集積課)
- 薬品の不適切な管理(工業技術研究所)

b 事務事業(6件)

- 宗教法人に関する事務の処理遅延(総務局法務課)
- 運転免許証交付業務の不適切な取扱い(警察本部運転免許課)
- 特定個人情報を含む書類の紛失(文化局文化政策課)
- 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付(医療局疾病対策課)
- 要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信(警察本部広報課)
- 海外駐在員の配偶者手当の不正受給(地域外交局地域外交課)

(イ) 注意(28件)

a 財務会計(16件)

(a) 収入関係(6件)

- 職員住宅貸付料の誤徴収(行政経営局福利厚生課)
- 不動産取得税の課税誤り(浜松財務事務所)
- 港湾占用料の徴収誤り(港湾局港湾企画課)
- 道路占用料の徴収誤り2件(袋井土木事務所、沼津土木事務所)
- 授業料の口座振替における事務処理誤り(清流館高等学校)

(b) 支出関係(3件)

- 県有資産所在市町村交付金の交付誤り（財務局資産経営課）
- 電柱共架料金の未払い（清水港管理局）
- 建設工事における不適切な契約事務（東京事務所）
- (c) 契約関係（2件）
 - 委託契約に係る不適切な処理（監査委員事務局監査課）
 - 包括外部監査契約に係る不適切な契約事務（総務局総務課）
- (d) 財産関係（3件）
 - 公有財産台帳の除去誤り（総務局総務課）
 - 庁舎のマスターキーの紛失（富士健康福祉センター）
 - モバイルパソコンの不適切な管理（デジタル戦略局電子県庁課）
- b 工事技術関係（2件）
 - 建設工事における不適切な監督・検査業務（産業革新局新産業集積課）
 - 建設工事における不適切な監督業務（島田商業高等学校）
- c 事務事業（12件）
 - 検査関係書類の紛失（政策管理局組合検査課）
 - 個人情報流出（同種事案の発生）（静岡土木事務所）
 - 緑茶の表示検査事業通知文の誤送付（農業局お茶振興課）
 - 個人情報を含む書類の紛失（富士健康福祉センター）
 - 生徒の個人情報が記載された資料の紛失2件（沼津西高等学校、静岡高等学校）
 - 生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリの紛失（浜松湖南高等学校）
 - 生徒の個人情報の漏洩（浜松城北工業高等学校）
 - 県立特別支援学校教諭の不適切な任用（教育委員会特別支援教育課）
 - 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り（富士土木事務所）
 - 運転免許学科試験における解答が印字された問題用紙の誤配布（警察本部運転免許課）
 - 生徒への不適切な言動（掛川工業高等学校）
- (ウ) 意見（20件）
 - a 事務事業（20件）
 - オープンデータの利活用の推進（デジタル戦略局データ活用推進課）
 - 地震防災センターの活用（危機情報課）
 - 内部統制制度の充実強化2件（行政経営局行政経営課、人事課、出納局会計支援課）
 - 職員のコンプライアンスの推進（行政経営局人事課）
 - テレワーク対応リフォーム補助制度の適正な執行（建築住宅局住まいづくり課）
 - 「演劇の都」づくりの推進（文化局文化政策課）
 - 公私連携による高等学校教育の充実（総合教育局私学振興課）
 - 静岡県総合社会福祉会館の指定管理者の選定（福祉長寿局地域福祉課）
 - 保育施設の安全対策の推進（こども未来局こども未来課）
 - 婦人保護施設等における食事提供の経費の適正化（こども未来局こども家庭課）
 - 物価高騰対策事業に係る事務執行の適正化（商工業局経営支援課）
 - 建設工事における死亡事故ゼロに向けた安全対策の徹底（建設経済局工事検査課）
 - 水災害における総合的な対策の推進（河川砂防局河川企画課、土木防災課）

- 障害者雇用の推進（教育委員会教育総務課）
- 不祥事根絶に向けた取組（教育委員会教育総務課）
- 公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上（教育委員会高校教育課）
- 運動部活動の効率的・効果的な実施（教育委員会健康体育課）
- 夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し（教育委員会健康体育課）
- 不祥事の根絶への取組（警察本部監察課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和5年度に指摘等（57件）を行った51機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（9件）を行った9機関の改善措置状況は、67ページから72ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘9件

(1) 財務会計3件

ア 支出関係1件

監査箇所	区分	概要	
賀茂健康福祉センター	指摘	件名	継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）
		内容	<p>賀茂健康福祉センターは、令和5年度の継続的資金前渡について、5月22日から10月26日までの間、5件の立替払をした。</p> <p>このうち、4件の有料道路通行料及び有料駐車場代の支払いは、継続的資金前渡の現金残高を超えて支出していた。</p> <p>この件については、賀茂出納室による例月指導検査で繰り返し「注意事項」が発出され、再三に渡り是正が求められていたが、全く改善に結びつかなかった。</p>

イ 財産関係2件

監査箇所	区分	概要	
産業革新局 新産業集積課	指摘	件名	車検切れ車両の貸付
		内容	<p>産業革新局新産業集積課は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に対し貸し付けていた車両について、当該財団が車検満了日の令和5年2月17日までに車検を実施していないにもかかわらず、令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認において物品の状態を良好と判断した。このため当該財団は、令和5年2月17日から5月31日までの間、車両を車検切れのまま使用した。</p>
工業技術研究所	指摘	件名	薬品の不適切な管理
		内容	<p>工業技術研究所は、取扱いに関し指定証が必要な試薬を、指定証の返納後も所有していた。</p>

(2) 事務事業6件

監査箇所	区分	概要	
総務局 法務課	指摘	件名	宗教法人に関する事務の処理遅延
		内容	<p>総務局法務課は、担当者の事務放置により、令和2年度から令和4年度までの間に宗教法人から提出を受けていた51件の申請について、事務処理を遅延させた。</p>

監査箇所	区分	概要	
警察本部 運転免許課	指摘	件名	運転免許証交付業務の不適切な取扱い
		内容	警察本部交通部運転免許課は、令和5年3月に、運転免許システムの操作を誤り、運転免許センター及び警察署での運転免許証交付業務を約25分間停止し、来庁者のうち約140人が当日免許の交付を受けることができなかった。
文化局 文化政策課	指摘	件名	特定個人情報を含む書類の紛失
		内容	文化局文化政策課は、必要な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類を紛失した。
医療局 疾病対策課	指摘	件名	要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付
		内容	医療局疾病対策課は、難病医療費受給者証更新申請に係る不承認通知の写し24件について、本来の送付先と異なる医療機関に誤送付した。流出した情報は、申請者24人の住所、氏名、疾病名（要配慮個人情報）であった。
警察本部 広報課	指摘	件名	要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信
		内容	警察本部総務部広報課は、休日等に警察本部当直者が行う報道機関への情報提供時における指導が十分ではなかったことから、担当の当直者が傷害事件の容疑者の逮捕に関する広報資料を報道機関あてにメール送信した際、誤って他の事件に関する情報を含めて送信してしまったため、当該事件に係る要配慮個人情報及び捜査に関する内部情報が流出した。
地域外交局 地域外交課	指摘	件名	海外駐在員の配偶者手当の不正受給
		内容	地域外交局地域外交課職員（海外事務所駐在）は、公益社団法人静岡県国際経済振興会が、配偶者を駐在先に帯同している海外駐在員に支給する配偶者手当について、平成27年10月から事案が発覚した令和4年12月までの約7年3か月に亘り、配偶者が駐在先に不在であったにもかかわらず、手当の支給停止を申し出ることなく、計7,750,873円を不正に受給した。

2 注意 28 件

(1) 財務会計 16 件

ア 収入関係 6 件

監査箇所	区分	概要	
行政経営局 福利厚生課	注意	件名	職員住宅貸付料の誤徴収
		内容	行政経営局福利厚生課は、職員住宅貸付料の給与天引きを誤り、令和3年度から令和4年度までの間、過徴収1名分218,500円及び未徴収1名分218,500円を発生させた。
浜松財務事務所	注意	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	浜松財務事務所は、平成30年度及び令和3年度において、取得後5年以上経過した家屋に誤って不動産取得税を課税し、3件174,700円の誤徴収及び2件2,400円の還付加算金を発生させた。
港湾局 港湾企画課	注意	件名	港湾占用料の徴収誤り
		内容	<p>港湾局港湾企画課は、占用許可台帳管理システム（以下、「システム」という。）において単価改定があった際に、システム操作説明書に定める単価改定時の占用料再計算処理を行うよう出先機関に指示しなかった。</p> <p>そのためシステムを利用して納入通知書を発行した清水港管理局、田子の浦港管理事務所、浜松土木事務所において18者、計87,260円の過徴収が発生した。</p> <p>また、港湾企画課がシステムの保守管理をしている受託業者に単価改定を依頼する際に、一部誤った単価を記載したことから、清水港管理局において3者、計30,348円の徴収不足が発生した。</p>
袋井土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	袋井土木事務所は、道路占用料の算定を誤り、平成30年度から令和4年度までの間、徴収不足80件1,823,891円、過徴収1件99,000円及び還付加算金1件1,100円を発生させた。
沼津土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	沼津土木事務所は、道路占用料の算定を誤り、平成30年度から令和4年度までの間、徴収不足60件1,692,440円、過徴収1件156,000円及び還付加算金1件3,100円を発生させた。
清流館高等学校	注意	件名	授業料の口座振替における事務処理誤り
		内容	清流館高等学校は、令和5年度第2期の授業料の口座振替において事務処理を誤り、96件の二重引落し処理を行った結果、82件4,059,000円の過徴収が発生した。

イ 支出関係3件

監査箇所	区分	概要	
財務局 資産経営課	注意	件名	県有資産所在市町村交付金の交付誤り
		内容	財務局資産経営課は、令和3年度及び令和4年度の県有資産所在市町村交付金の算定を誤り、牧之原市に対して169,100円の過大交付及び島田市に対して283,100円の過小交付を発生させた。
清水港管理局	注意	件名	電柱共架料金の未払い
		内容	清水港管理局は、平成17年2月及び令和3年1月に電力会社の所有する電柱にソーラス用の光ケーブルを共架する工事を実施したが、共架申込手続きが未了のまま、共架料（ソーラス用光ケーブル共架電柱10本分、未払額計119,925円）を支払っていなかった。
東京事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約事務
		内容	東京事務所は、令和4年度に発注した職員住宅ユニットバス交換工事において、随意契約の見積合わせに際して、事前に仕様書、設計書等を作成せずに、業者から聞き取った見積金額を予定価格として設定していた。 また、支出負担行為何の起案等を、見積合わせの前に行っていた。 加えて、定められた様式の建設工事請書を徴していないなど、契約事務が不適切であった。

ウ 契約関係2件

監査箇所	区分	概要	
監査委員事務局 監査課	注意	件名	委託契約に係る不適切な処理
		内容	監査委員事務局監査課は、静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託において、以下のとおり不適切な処理を行っていた。 ア 契約書の規定に反し、公認会計士ではない者（公認会計士試験合格者）が予備監査の責任者（チーフ）となっていた。 イ 委託費の額の変更通知が遅延していた。また、日付を遡って処理していた。
総務局 総務課	注意	件名	包括外部監査契約に係る不適切な契約事務
		内容	総務局総務課は、包括外部監査契約に関して、以下の不適切な契約事務を行った。 ア 告示により示された「補助者が包括外部監査人の事務を補助する期間」外に補助者が行った執務時間を実績に含めていた。 イ 包括外部監査人から報告された執務時間が、添付された領収書等と照合すれば事実と異なることが推定されるにもかかわらず、報告されたおりの執務時間により実績を算定していた。 ウ 旅費（車賃）の算定等を誤っていた。

工 財産関係3件

監査箇所	区分	概要	
総務局 総務課	注意	件名	公有財産台帳の除去誤り
		内容	総務局総務課は、電話加入権の現在高確認が不適切だったため、令和4年度末に、休止中の電話加入権2件103,000円を公有財産台帳から除却した。
富士健康福祉センター	注意	件名	庁舎のマスターキーの紛失
		内容	富士健康福祉センターは、旧保健所区域（本庁舎1階、地階の一部及び庁舎1階保健所棟）全ての部屋の開錠ができるマスターキー1本を紛失し、鍵の取り替え費用として272,800円が発生した。また、令和4年3月中旬にはマスターキーを紛失している可能性があったが、マスターキーの適正な管理を怠ったことなどから、鍵の取り替えは令和4年6月23日に行っており、この間、紛失したマスターキーの使用により庁舎への侵入や盗難等の被害が発生する恐れがあった。
デジタル戦略局 電子県庁課	注意	件名	モバイルパソコンの不適切な管理
		内容	デジタル戦略局電子県庁課は、令和3年度、職員にSDOモバイルパソコン計約5,300台を配布したが、令和4年度に実施したモバイルパソコン全台所在確認により7台の紛失が判明した。令和3年度中に紛失が判明した2台と合わせ、合計9台が紛失している。

(2) 工事技術関係2件

監査箇所	区分	概要	
産業革新局 新産業集積課	注意	件名	建設工事における不適切な監督・検査業務
		内容	産業革新局新産業集積課は、令和4年度に実施した防風フェンス設置工事において、監督・検査業務が適切でなく、基礎に関する構造上の安全性を確認しないまま、これを設置した。
島田商業高等学校	注意	件名	建設工事における不適切な監督業務
		内容	島田商業高等学校は、令和4年度に実施した昇降所棟屋上防水補修工事において、金属手すりの既存塗膜について、鉛、クロム等の有害物質含有試験の結果、基準値を超える鉛が含まれていたにもかかわらず、そのことに気付かないまま、塗膜くずの処分を完了した。

(3) 事務事業 12 件

監査箇所	区分	概要	
政策管理局 組合検査課	注意	件名	検査関係書類の紛失
		内容	政策管理局組合検査課は、令和4年10月12日から13日までの間に、検査先である農業協同組合と職員自宅間のいずれかで検査業務に係る事前検査資料等（個人情報を含む。）の書類を紛失した。
静岡土木事務所	注意	件名	個人情報の流出（同種事案の発生）
		内容	静岡土木事務所は、宅地建物取引業者免許証を交付する際に、交付書類に誤って別の宅建業者の「宅地建物取引業に従事する者の変更届出書」と「従業者名簿」を混在させた結果、当該別の宅建業者に係る従業者等11名分の氏名、住所、生年月日の個人情報を流出させた。 同所には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。
農業局 お茶振興課	注意	件名	緑茶の表示検査事業通知文の誤送付
		内容	農業局お茶振興課は、令和5年1月に緑茶の表示検査事業通知文を送付する際、指導事項等を記載した調査票を入れ違えて送付した。お茶振興課は、令和4年9月に「静岡県中山間100銘茶協議会」会員のメールアドレスを漏洩させており、類似事例の発生を防ぐことができなかった。
富士健康福祉センター	注意	件名	個人情報を含む書類の紛失
		内容	富士健康福祉センターは、医療機関への立入検査業務にあたり、「診療所開設許可申請書」等が綴られたファイルを持ち出し、これを紛失した。紛失したファイルの中には医師免許証や履歴書の写しなど、個人情報が記載された書類が含まれていた。
沼津西高等学校	注意	件名	生徒の個人情報が記載された資料の紛失
		内容	沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。
静岡高等学校	注意	件名	生徒の個人情報が記載された資料の紛失
		内容	静岡高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。
浜松湖南高等学校	注意	件名	生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーの紛失
		内容	浜松湖南高等学校は、サッカー部父母の会から預かった生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーを紛失した。

監査箇所	区分	概要	
浜松城北工業高等学校	注意	件名	生徒の個人情報の漏洩
		内容	浜松城北工業高等学校は、生徒貸出用 iPad を、教員個人のデータ保存領域（Google ドライブ）から生徒の個人情報（テスト素点及び評定）が閲覧できる状態のまま貸し出していた。
教育委員会 特別支援教育課	注意	件名	県立特別支援学校教諭の不適切な任用
		内容	教育委員会事務局特別支援教育課は、県立特別支援学校で臨時的任用職員を任用する際、教諭の教員免許状が失効していることを確認せずに任用したため、令和4年10月17日から令和5年8月8日までの任用は無効であった。
富士土木事務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	富士土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、2件77,400円の収入欠損が発生した。
警察本部 運転免許課	注意	件名	運転免許学科試験における解答が印字された問題用紙の誤配付
		内容	警察本部交通部運転免許課は、運転免許学科試験の問題用紙を印刷する際、誤って解答が印字された問題用紙を印刷し、東部運転免許センターに送付した。 東部運転免許センターは、問題用紙に解答が印字されていることに気付かず、令和5年3月31日実施の運転免許試験で、当該解答が印字された問題用紙を誤配布した。 この結果、問題用紙の誤配布があった試験を中断し、93人の受験者の試験をやり直すこととなった。
掛川工業高等学校	注意	件名	生徒への不適切な言動
		内容	掛川工業高等学校の教諭は、令和4年8月から令和5年4月にかけて、野球部の活動中に、部員生徒に対し、不適切な言動を日常的に繰り返し、生徒1人が心身の不調を訴えた。

3 意見 20 件

(1) 事務事業 20 件

監査箇所	区分	概要	
デジタル戦略局 データ活用推進課	意見	件名	オープンデータの利活用の推進
		内容	<p>オープンデータの利活用を推進するため、オープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、オープンデータを公開しています。また、オープンデータへの関心を高めるため、アイデアソン、ハッカソンを実施しています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数は年々増加していますが、令和4年度はダウンロード数が減少しています。オープンデータカタログサイトの認知度向上に努めるとともに、データに関する県民のニーズを把握する取組を進めるなど、オープンデータの利活用に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、令和7年度までの公開データセット数の目標を504件に設定し、取組を進めています。市町訪問や県、市町担当課向け説明会を行うなど公開拡充に向けた取組を行い、公開データ数は増加しましたが、目標の半数に至っていません。市町の公開状況を見ると、14項目全てを公開している市町がある反面、全く公開していない市町があるなど、取組状況の差が大きい状況にあります。</p> <p>今後、公開の進んでいる市町の取組の紹介や市町の状況に応じた支援を行うなど、関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充するよう努めてください。</p>
危機情報課	意見	件名	地震防災センターの活用
		内容	<p>県民の防災意識高揚及び防災対策の推進を目的として、地震防災センターを開設しています。</p> <p>地震防災センターの来館者は、令和元年度までは毎年41,000人程度で推移していましたが、令和2年度の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響及びリニューアル工事に伴う休館により、6月からの10ヶ月間で17,940人と大幅に減少しました。なお、令和3年度は24,373人、令和4年度は30,628人の来館者数となっており、回復傾向にあります。</p> <p>また、令和5年2月には、デジタル地震防災センターを開設し、来館困難者に対し地震防災を学習する機会を提供するとともに、地震防災センターへの来館者の掘り起こしにも取り組み、令和4年度中のデジタル地震防災センターへの来館（アクセス）状況は、令和5年2月16日の運用開始からの1ヶ月半で、「館内疑似見学ツアー」が2,914回、災害体験VRが25,114回となっており、今後の更なる活用が期待されることです。</p> <p>より多くの県民の防災意識を高め、防災対策を推進するためには、地震防災センターへの来館者が掘り起こされ、地震防災学習に興味のある多くの人たちに来館してもらう必要があることから、新ビジョン後期アクションプランの目標来館者数である年間60,000人が達成できるように広報の充実・強化を図り、地震防災センターのリニューアル効果やデジタル地震防災センターの開設効果を最大限に活かし、引き続き、県民にとって有意義な施設となるよう取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
行政経営局 行政経営課、 人事課 出納局 会計支援課	意見	件名	内部統制制度の充実強化
		内容	<p>地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから3年が経過し、今後、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しが見込まれているところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1)令和2年度から4年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。</p> <p>(2)内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。国における「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しに合わせて、内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。</p>
行政経営局 人事課	意見	件名	職員のコンプライアンスの推進
		内容	<p>コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組を進めているところです。</p> <p>しかしながら、令和4年度は、パワー・ハラスメントの相談件数が昨年度から7件増え、19件となっており、パワー・ハラスメントに対する意識が高まる一方で、職場における職員間のコミュニケーション不足や感情の行き違いなどが増えていることも要因と考えられます。相談者からは職場環境の改善を求める声も多いため、職場の実態把握による実情に応じた職場環境の改善等にも取り組んでください。</p> <p>また、公務上の懲戒処分が4件と過去5年間で一番多く発生しています。県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
建設住宅局 住まいづくり課	意見	件名	テレワーク対応リフォーム補助制度の適正な執行
		内容	<p>テレワーク環境の整備により、住まいと仕事の両立ができる住環境を形成するため、既存住宅のテレワーク対応リフォームに対する補助を実施しており、令和4年度は901件の補助（計256,437,000円）を行っています。この補助制度の利用者アンケートの結果によれば、96%が「リフォーム後に不満が解消された」と回答するなど一定の効果が見受けられます。</p> <p>しかし、本件補助金が利用者において適正に利用されているかに着目して監査したところ、補助金の申請に当たり、県は、補助金の交付条件に適合しているかなどの調査を実施することについて、利用者の同意を得ていますが、実績の確認は書面のみで行っており、臨場での確認を実施していませんでした。</p> <p>また、補助金の目的がテレワーク環境の整備であることから、実際にテレワークに活用されているかについての確認も必要であると考えられます。</p> <p>補助金が適正に交付され、補助制度がより有効に機能するよう、臨場検査の実施等を検討してください。</p>
文化局 文化政策課	意見	件名	「演劇の都」づくりの推進
		内容	<p>令和3年7月に策定した「演劇の都」構想は、県立劇団SPACを核として演劇を活性化し、人材育成、県民交流、観光活用につなげるほか、「演劇の都」の拠点としての舞台芸術公園（以下「公園」）の利活用も進め、さらに、SPACの事業や公園を周辺観光と連携させて、日本平周辺の観光活性化にも活用していく構想です。</p> <p>拠点としての公園について、観光への利活用計画や取組の実効性、公園の利活用の状況等に着目して監査したところ、令和4年度には、今後の公園利活用に向けツアー客に公園で演劇を鑑賞してもらうパイロット事業（委託費12,999,800円）を行うとともに、演劇等を行わない日に公園を観光の立ち寄り先として利用してもらうために演劇ミュージアムを整備（整備費5,858,640円）しています。</p> <p>いずれの取組も令和4年度には効果は表れていませんので、今後、パイロット事業等の結果を参考にすることで費用対効果に見合った持続可能な演劇鑑賞ツアー実施の検討や演劇ミュージアムの本格運用を行い、茶畑を含めた公園の日本平周辺の観光への利活用に努めてください。</p> <p>次に、「演劇の都」構想では、公園の拠点化に向けて、まずはSPACによる利活用の拡大を図り、県民への利活用を進めていくことを施策の方向としていますが、令和3年度と4年度の公園内野外劇場、BOXシアター、楕円堂の各劇場の使用状況を確認すると、稽古等での使用日数は89日から257日あるものの、公演等の使用日数は3日から16日とコロナ禍の影響を考慮しても非常に少なく、また県としても拠点化に向けて期待する公園での年間公演数の目標値を設定していません。公演日数が少ないため、公園での公演鑑賞者数は令和3年度1,412人、4年度1,361人という状況です。</p> <p>これまで、公園には30年間で104億円ほどの県費等を投入しており、SPACが専用使用している公園という資産を県民に還元し県民が利活用するということは、公園で行なわれるSPACの演劇活動を多くの県民が観に行くということですので、①SPACの世界的に評価され</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>る演劇を公園で披露する回数を増やすこと、②SPACは演劇アカデミーなどの人材育成や県民交流など幅広い取組を担っているため、年間公演回数を増やすことにも限りがあることが想定され、その場合、演劇アカデミーをはじめとする稽古風景を公開することなど、劇場を公開する回数を増やし、その広報を充実することにより、より多くの県民を呼び込む方策を検討してください。</p> <p>なお、公園の利活用を進めるうえで、公園の指定管理者をSPACに単独選定することが適当であるかについても検討してください。</p>
総合教育局 私学振興課	意見	件名	公私連携による高等学校教育の充実
		内容	<p>静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しているのに対し、公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公私立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、私立学校の定員は、平成28年度11,951人から令和5年度11,944人とほぼ変わっていませんが、公立学校の定員は21,890人（64.7%）から18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっています。公私立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、私立、公立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
福祉長寿局 地域福祉課	意見	件名	静岡県総合社会福祉会館の指定管理者の選定
		内容	<p>静岡県総合社会福祉会館は、管理経費の縮減や利用者サービスの向上を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、(福)静岡県社会福祉協議会を令和5年度までの17年間にわたり、単独選定による指定管理者に指定して管理運営を行っております。</p> <p>指定管理者の手引きによれば、指定管理者の募集は、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるよう、公募によることを基本としており、特定のものしか公の施設の管理を最も能率的かつ効果的に行うことができないと県が判断する場合に限り、県民の理解が得られることを前提として単独選定とすることが出来ます。ただし、この場合でも、競争環境の中での選定を実施しない理由や当該団体を選定することでどのような効果が期待できるのかを書面等で明らかにし、説明責任を十分に果たすこととなっています。</p> <p>しかし、総合社会福祉会館の場合、(福)静岡県社会福祉協議会を指定する理由としては適切ではありますが、募集の段階で他の団体が排除される合理的な理由は必ずしも十分であるとはいえません。</p> <p>また、長年にわたり、同一団体が継続して運営していることで、前例踏襲による事業停滞のリスクも心配されるところです。</p> <p>このことから、静岡県総合社会福祉会館における指定管理者の指定については、公平性、公正性、競争性確保の観点から、事業者選考に当たっては、公募による選定を検討するなど、選考方法の見直しを行うほか、指定管理者の実施する事業に対し適切に指導を行うなど、より効率的・効果的な施設の管理運営に向けて取り組んでください。</p>
こども未来局 こども未来課	意見	件名	保育施設の安全対策の推進
		内容	<p>令和4年9月に静岡県牧之原市で発生した送迎バス内での死亡事故を受けて、令和4年10月28日に安全管理指針が策定され、「送迎車両運行に携わる者の管理と役割」「事故防止のための重要確認事項」「登園管理」「送迎車両の安全対策」「ヒヤリハット事例の収集・共有」「送迎マニュアルの策定と活用」が示されております。</p> <p>令和5年6月末時点での安全装置設置率は、静岡県では62.8%と全国平均の55.1%を上回っています。しかし、安全装置の設置は全ての車両に対して速やかに実施すべきものであり、事故発生県としては、決して高い数字とはいえません。</p> <p>このことから、子どもの送迎バスへの安全装置設置率が速やかに100%を達成するよう、対象施設へ積極的に働きかけるとともに、安全管理指針に沿って子どもの安全管理に万全を期すよう関係者への啓発や指導に取り組んでください。</p>
こども未来局 こども家庭課	意見	件名	婦人保護施設等における食事提供の経費の適正化
		内容	<p>清流荘では、1日3食及び各食の検食を施設内で調理し、入所者に提供していますが、実入所者が少ない状況の中、入所者一人あたりの経費は割高となっており、給食委託料と食材費を足し合わせて、配食実績で除すと、1食あたりの金額は5,000円超となり、県民目線で考えると、許容範囲とは言い難いと考えます。</p> <p>ここ数年の入所者実績は定員との乖離が大きいことから、実入所者数の動向を調査して適正な経費の設定を検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
商工業局 経営支援課	意見	件名	物価高騰対策事業に係る事務執行の適正化
		内容	<p>商工業局経営支援課は、コロナ禍に加え、物価高騰の影響を受ける県内中小企業の事業継続を支援する補助制度を創設し、小規模事業者も含め、支援策を展開することを目的に、令和4年度に中小企業者等物価高騰対策緊急支援事業費助成を実施しました。この事業を実施するに当たっては、補助金の審査業務や支出業務、事務局の設置、コールセンターの設置、システム構築等の業務を民間事業者に委託しています。</p> <p>本件補助事業は、当初、申請件数 1,600 件を想定していましたが、申請受付開始後に、この想定を大幅に超えた 17,000 件の申請が見込まれたことから、当初 184,831,796 円で締結した契約を 332,363,961 円に変更する契約を締結しています。（最終契約金額 334,457,261 円）</p> <p>また、受託業者が構築した申請システムにおける不具合により、申請受付日初日に申請者の個人情報が見えやすくなる事態が発生したため、直ちに申請受付を中止することになり、その後一定期間、補助金の申請受付が中断しました。</p> <p>本件補助事業は、物価高騰の影響を受けている県内中小企業等を緊急に支援するものであり、迅速かつ適正な支援を実施することが求められる中、制度設計当初における想定が不十分なままに事業が開始され、その結果、大幅に予算の補正や契約の変更が必要になったこと、システムの不具合により県民への支援に遅れが生じたことは看過できません。今後の事業実施に当たっては、迅速な事務が求められている中においても事業量を適正に精査して、事業が滞りなく実施されるよう対策を検討してください。</p>
建設経済局 工事検査課	意見	件名	建設工事における死亡事故ゼロに向けた安全対策の徹底
		内容	<p>交通基盤部では、近年、死亡事故を含む建設工事事故が増加している状況を踏まえ、令和4年3月に「建設関連業務委託事故防止行動計画」を策定し、さらに、令和4年度には、地下埋設物の物損事故が多発している状況を踏まえ、新たに「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」を作成し、建設工事等の安全対策の取組を実施してきたところです。</p> <p>これらの取組により、交通基盤部出先機関における令和4年度の工事事故件数は42件となり、令和3年度と比べて15件減少し、増加傾向にようやく歯止めが掛かりました。特に、地下埋設物の事故件数は、令和3年度の17件から令和4年度には5件と大幅に減少し、地下埋設物の事故防止対策の取組による効果が如実に現れた好事例となりました。</p> <p>しかしながら、令和4年度に死亡事故が1件発生しました。死亡事故防止が最重要課題であることはもちろんですが、今回の死亡事故は、同一施工業者により、同一箇所でも再発したものであり、このことは、重く受け止めなければなりません。本県の建設工事の安全対策目標として「死亡事故ゼロ」を掲げており、死亡事故の発生により、労働者の尊い生命が失われるだけでなく、事業全体の進捗が大幅に遅れるほか、社会的に大きな影響を与えることにもなることから、「死亡事故ゼロ」達成に向けた対策を強化してください。</p> <p>また、工事事故を減らす対策に特効薬はないと思われませんが、引き続き、工事事故の発生状況を分析し、建設業者と連携した工事事故防止対策を実施してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
河川砂防局 河川企画課、 土木防災課	意見	件名	水災害における総合的な対策の推進
		内容	<p>交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。対策の柱である流域治水プロジェクトと水災害対策プランは令和4年度末までの策定を目標にしていたましたが、令和4年9月の台風15号による甚大な被害を踏まえて見直しを行い、44水系の流域治水プロジェクトは令和5年度末を目標に、21地区の水災害対策プランは令和5年9月末を目標に計画策定を進めるものとなりました。また、併せて、506河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>この結果、令和4年度末までに、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は97.9%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは34水系、水災害対策プランは7地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まっています。</p> <p>また、高潮浸水想定区域図については、作成・公表の目標を令和5年度末までに延長しています。</p> <p>今年度も既に県内で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方に基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の危機意識を啓発して適切な避難行動につながるよう、県による高潮浸水想定区域図の作成・公表や、市町が行う洪水ハザードマップや要配慮者利用施設による避難確保計画の作成・公表への支援など、市町に対する県の支援施策が重要となっています。</p> <p>ハード対策については、流域治水プロジェクトや水災害対策プランに基づく河川改修などの整備をスピード感を持って実施してください。</p> <p>ソフト対策については、国や市町、庁内関係部局等と連携し、期限までに流域治水プロジェクト等の計画を策定するとともに、洪水浸水想定区域図及び高潮浸水想定区域図を作成するなどして、防災・減災対策に努め、計画策定や公表が遅れることのないよう、関係機関との調整や執行体制の強化を図ってください。</p>
教育委員会 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、令和6年度までに法定雇用率を達成するロードマップを3年度に作成し、新たな職を創出するなど障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>法定雇用率達成に向けた取組が進んでいるかに着目して監査したところ、令和4年6月2日以降の1年間に新たに実人員で26人の障害者を雇用していますが、6年度までに法定雇用率を達成するためには、さらなる障害者雇用が必要な状況です。</p> <p>全国の法定雇用率を上回っている都道府県は26県（令和4年6月1日現在）で、前年度から3県増え、過半数を超える状況となっています。地方公共団体として法令遵守は当然であり、自ら率先して障害者を雇用することが地方公共団体の責務でありますので、令和6年度までに法定雇用率を達成するよう、上記雇用計画の推進に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を進めている中、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、令和4年度は懲戒処分が4件発生し、3年度の2件を上回っている状況です。</p> <p>最重要課題として対策に取り組んでいる中で発生件数が増えている現状をどう捉えているかに着目して監査したところ、4件のうちメールやSNSのやりとりを経て事件となった2件の加害教職員は、SNSでの個人的なやりとりが禁止されているのを承知の上で「これくらいなら問題ないだろう」という自己中心型な考え方であり、わいせつ教員対策法の理解も不十分であったことを確認しました。このような加害教職員の発言をまとめると、不祥事を引き起こすきっかけや発言の傾向は6つに類型化されるため、教育委員会では、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めています。</p> <p>これまでも教育委員会では多くの関係者と連携し、いろいろな手段を使って多くの不祥事根絶対策を行なっていますが、ごく一部の不祥事を起こす教職員にはそれらの対策の効果が出ていない現状があります。そのため、現場である学校内での管理職の取組が重要であると思われます。積極的な声掛けなどによる風通しの良い職場づくりや、児童生徒と2人きりになる状況の防止など不祥事を未然に防ぎ予兆を把握できる職場づくりを行うなど、それぞれの学校で工夫した取組に努めてください。</p> <p>子どもを持つ親にとって、有徳の人を育成する教育機関において児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為が1件でも発生すれば、不安を感じ教育機関への不信につながります。児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の不祥事根絶に向けて教育委員会一丸となって取り組んでください。</p>
教育委員会 高校教育課	意見	件名	公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上
		内容	<p>静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しているのに対し、私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、公立学校の定員は、平成28年度21,890人（64.7%）から令和5年度18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっているのに対し、私立学校の定員は11,951人から11,944人とほぼ変わっていません。公私立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p> <p>なお、県内の高校進学者に選ばれる県立高校になるように、「オンリーワン・ハイスクール事業」の成果を活かし県立高校間で共有するなど、各々の県立高校の魅力を長期的視点で高めるような取組に努めてください。</p>
教育委員会 健康体育課	意見	件名	運動部活動の効率的・効果的な実施
		内容	<p>教育委員会では、運動部活動の活性化を図るとともに、その顧問教職員の負担軽減を図るため、各種の取組を進めています。</p> <p>その中で、公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託し、スポーツ指導者を紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」（以下「人材バンク運営」と、部活動指導員の活用によって教職員の多忙化の解消を図ろうとする市町にその経費を補助する「市町立中学校部活動指導員配置事業費補助金」（以下「中学校指導員配置」）の2つの事業が効果を上げているかに着目して監査したところ、「人材バンク運営」では、マッチング数は令和4年度は40件と3年度(33件)から7件増え、外部指導者の紹介要望に応えるとともに、登録者に対する研修を実施し質の担保を図っていることを確認しました。また、「中学校指導員配置」では、令和4年度は12市町に対し64人の部活動指導員の配置を補助しており、3年度(11市町、52人)から1市町12人増えていることを確認しました。</p> <p>しかし、「人材バンク運営」については、成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和4年度44人と2、3年度に続き目標を達成できていません。これは、登録者の増加に伴い新規登録者数が減少していく実態があるにもかかわらず、事業開始直後3年間の新規登録者数の平均値を目標に設定しているためです。また、「中学校指導員配置」については、活用市町数が微増に留まっており、その要因として、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられており、4年度と同じ原因認識です。</p> <p>「人材バンク運営」については、委託事業でありますので、委託業務の内容を見直し、その業務に応じた目標値の設定を検討してください。また、「中学校指導員配置」については、市町との情報交換を密にし、障壁となる原因を低減し、人材確保が可能になる方策を検討してください。2つの事業がより多くの学校で活用されるよう、効果的な取組に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 健康体育課	意見	件名	夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し
		内容	<p>夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）の規定に基づき、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとされていることから、静岡県においては、夜間課程を置く県立高等学校20校のうち、令和4年度末時点で14校において夜間学校給食が実施されています（令和4年度の経費総額は29,850千円余）。</p> <p>夜間学校給食は、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することなどに重点を置いて実施されてきたところですが、近年は、夜間学校給食が実施されている県立高等学校においては、在籍生徒数や有職生徒数が減っており、また、コンビニエンスストアの普及等により、夜間学校給食の喫食率の低さが課題となっている状況です。このような状況に加えて、物価高騰等により、夜間学校給食に要する費用は今後とも上がっていくことが想定されます。また、直近にも受託業者が業務提供を急遽中止するなどしており、受託業者の確保も課題となっています。</p> <p>このような中、現在の実施方法を継続していくことが困難な学校があると考えられます。令和4年8月に健康体育課において各校の実態調査を実施していますが、完全給食と補食給食等の実施方法や全員喫食と希望喫食等の申込みルールに関して、経済性を考慮した上で、様々な観点から実態に即した適切な見直しができるよう、各学校等と連携して検討してください。</p>
警察本部 監察課	意見	件名	不祥事の根絶への取組
		内容	<p>令和4年度中の不祥事多発を受け、警察本部では、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めていますが、令和5年度に入ってから、白バイによるパトロール中の窃盗や覚醒剤取締法違反の疑いなど現役警察官が逮捕される不祥事が多発しています。</p> <p>これら不祥事は、県民の警察への信頼を著しく失墜させるものです。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。</p>

3 随時監査・臨時監査

(1) 監査実施状況

ア 随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

<財務会計監査>

本庁では、知事、副知事等の出張旅費等について、公務及び公務外の区分が適切に行われて支出等されているかなどの視点から3箇所を実施しました。

出先機関では、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで16箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査を行い、2箇所を実施しました。

イ 臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、令和5年度の実施はありませんでした。

ウ 総括表

(単位：箇所)

区分	令和5年度 (A)				令和4年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事部局	(6) 9	(0) 1		(6) 10	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(Δ1) 2	(0) 0	(0) 0	(Δ1) 2
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(9) 9			(9) 9	(Δ2) Δ 2		(0) 0	(Δ2) Δ 1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(Δ1) Δ 1	(0) Δ 1		(Δ1) Δ 2
計	(16) 19	(0) 2	(0) 0	(16) 21	(20) 20	(0) 2	(0) 0	(20) 22	(Δ4) Δ 1	(0) 0	(0) 0	(Δ4) Δ 1

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

工 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和5年度 (A)				令和4年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事直轄組織	(0) 2			(0) 2	(1) 1			(1) 1	(△1) 1			(△1) 1
危機管理部					(1) 1			(1) 1	(△1) △1			(△1) △1
経営管理部	(1) 1			(1) 1	(2) 2			(2) 2	(△1) △1			(△1) △1
くらし・環境部	(1) 1			(1) 1	(1) 1			(1) 1	(0) 0			(0) 0
スポーツ・ 文化観光部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
健康福祉部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
経済産業部	(2) 2			(2) 2	(2) 2	(0) 1		(2) 3	(0) 0	(0) △1		(0) △1
交通基盤部		(0) 1		(0) 1						(0) 1		(0) 1
出納局	(0) 1			(0) 1					(0) 1			(0) 1
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(9) 9			(9) 9	(△2) △2	(0) 1		(△2) △1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(△1) △1	(0) △1		(△1) △2
計	(16) 19	(0) 2	(0) 0	(16) 21	(20) 20	(0) 2	(0) 0	(20) 22	(△4) △1	(0) 0	(0) 0	(△4) △1

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施箇所数	19箇所	2箇所	0箇所
指摘等の箇所数	4箇所	0箇所	0箇所

(イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査		1	2	3
臨時監査				
計		1	2	3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(85ページ)を参照してください。
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の件数は0件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(40ページ)のとおり)

(ア) 随時監査

a 注意(1件)

- ・ 郵券類の不適切な管理(県立美術館)

b 意見(2件)

- ・ 知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等2件(知事直轄組織総務課、知事戦略局秘書課、出納局用度課)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和5年度に注意等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[随時監査]

1 注意1件

監査箇所	区分	概要	
県立美術館	注意	件名	郵券類の不適切な管理
		内容	県立美術館は、令和5年11月以降、郵券類受払簿を記入せず、郵券類の管理を怠った。

2 意見2件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織総務課、知事戦略局秘書課 出納局用度課	意見	件名	知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等
		内容	<p>知事直轄組織知事戦略局秘書課（以下「秘書課」という。）は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の秘書に関することを所掌事務としており、知事等のスケジュール管理や知事等が「公務」として出席する行事等の随行等を行っています。知事等の出席する行事等は、多種多様であることから、秘書課では、知事等の行事等への関わり、出席する立場、県の関わりなどを確認して、「公務」か「公務外」かを判断しています。</p> <p>しかし、県議会の常任委員会において、知事等が政治資金パーティーである県議会議長就任祝賀会（令和5年9月27日開催）に「公務」として出席し、公費による出張旅費の支出をしたことや公用車を使用したことなどについて、税金の使い方として適当であるかに関する質疑が行われるなどしています。</p> <p>当該祝賀会に「公務」として出席することについては、過去の裁判例や他の都道府県の例等を踏まえると、必ずしも不相当であるとは言えませんが、どのような行事等を「公務」とするかなどについて、明確な根拠に基づき、対外的に説明できることは重要であると考えますので、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 過去に知事等が出席した行事等を類型化するなどし、税金の使い方として疑念が生じないように時代に即した区分を行い、「公務」とするものと「公務外」とするものを明確にした運用基準を策定すること</p> <p>イ 在勤庁である県庁本庁から4km以内における出張については、旅行命令簿を作成する必要がないと整理されていますが、知事等の行動を対外的に説明できるように、知事等が本庁から離れて「公務」を行う場合には旅行命令簿等を作成すること</p> <p>ウ 知事等が「公務」として行事等に出席する際の公用車、タクシー、交際費の使用については、その特殊性から、一般職の職員に適用される内規等をそのまま適用することに限界があることから、実態として一般職の職員と異なる取扱いになっている部分については、秘書課、出納局用度課、議会事務局秘書室等の関係部局において調整を図り、運用に関する基準を策定すること</p>

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

新型コロナウイルス感染症関連施策の実施状況、アプリの開発・運用状況、指定管理者制度の運用状況等、部局横断的な事項について監査を実施しました。

(イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目について、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ 消耗品等の共同調達状況
- ・ 災害用備品の管理状況
- ・ 公用車の燃料調達の状況
- ・ ETC割引の活用状況

* 結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ) 件数」(17ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、17～19ページを参照してください。

(2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施します。令和5年度の実施はありませんでした。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和5年度は32箇所について実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和5年度(A)		令和4年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	13	(12) [12]	20	(19) [11]	△ 7	(△7) [1]
補助団体	13	(13) [10]	17	(17) [12]	△ 4	(△4) [△ 2]
貸付団体					0	(0) [0]
指定管理者	6	(6) [6]	7	(7) [7]	△ 1	(△1) [△ 1]
計	32	(31) [28]	44	(43) [30]	△ 12	(△12) [△ 2]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。
- 令和5年度に選定した出資団体13箇所の内、11団体が補助団体又は貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和5年度(A)		令和4年度(B)		増減 (A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織						
危機管理部						
経営管理部						
くらし・環境部	4	(4) [4]	1	(1) [1]	3	(3) [3]
スポーツ・文化観光部	6	(5) [5]	16	(16) [13]	△ 10	(△11) [△ 8]
健康福祉部	7	(7) [6]	6	(6) [4]	1	(1) [2]
経済産業部	9	(9) [7]	13	(13) [5]	△ 4	(△4) [2]
交通基盤部	4	(4) [4]	6	(5) [5]	△ 2	(△1) [△ 1]
出納局						
企業局						
がんセンター局						
議会事務局						
各種委員会事務局						
教育委員会事務局、 教育機関			2	(2) [2]	△ 2	(△2) [△ 2]
警察本部、警察署	2	(2) [2]			2	(2) [2]
計	32	(31) [28]	44	(43) [30]	△ 12	(△12) [△ 2]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	所在地	令和4年度所管課	
■出資団体		(出資率)			
		静岡県住宅供給公社	66.7%	静岡市	くらし環境・住まいづくり
	(補)	一般財団法人 南アルプスみらい財団	100.0%	静岡市	くらし環境・自然保護
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポ文化観光・大学
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポ文化観光・大学
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策
	(補)	公立大学法人 静岡社会健康医学大学院大学	100.0%	静岡市	健康福祉・健康政策
	(補)	公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	45.5%	静岡市	健康福祉・衛生
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興
	(補)	公益財団法人 静岡県農業振興公社	50.0%	静岡市	経済産業・農業ビジネス
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興
	(補)	公益財団法人 静岡県漁業振興基金	48.0%	静岡市	経済産業・水産資源
	(補)	公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター	81.0%	静岡市	警察本部・組織犯罪対策
			(計 13箇所)		
■補助団体	①定期的な助成団体				
	公益財団法人	静岡県グリーンバンク	静岡市	くらし環境・環境ふれあい	
	公益社団法人	静岡県私学協会	静岡市	スポ文化観光・私学振興	
	学校法人	順天堂	伊豆の国市	健康福祉・地域医療	
		静岡県厚生農業協同組合連合会	静岡市	健康福祉・地域医療	
		静岡県中小企業団体中央会	静岡市	経済産業・経営支援	
		静岡県土地改良事業団体連合会	静岡市	経済産業・農地整備	
	一般財団法人	静岡県交通安全協会	静岡市	警察本部・交通企画	
	②私学経常費補助等定期的な学校法人				
	学校法人	東駿学園	御殿場市	スポ文化観光・私学振興	
	学校法人	沼津精華学園	沼津市	スポ文化観光・私学振興	
	学校法人	浜松海の星学院	浜松市	スポ文化観光・私学振興	
	③定期的でない事業費補助				
	株式会社	東海道シグマ	静岡市	経済産業・マーケティング	
	④定期的でない建設費補助				
	社会福祉法人	焼津福祉会	焼津市	健康福祉・障害政策	

	合同会社	日本水素ステーションネットワーク合同 会社・日本エア・リキード合同会社	東京都	経済産業・エネル ギー政策
		(計 13箇所)		
■指定管理者		井川森林組合【静岡県県民の森施設】	静岡市	くらし環境・環境ふ れあい
	社会福祉法人	葵寮【静岡県婦人保護施設清流荘】	静岡市	健康福祉・こども家 庭
		日の出ドリームパーク【静岡県清水港交流センター他】	静岡市	交通基盤・港湾企画
		東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体 【静岡県草薙総合運動場】	静岡市 (東京都)	交通基盤・公園緑地
		あしたかスポーツ&ネイチャーパートナーズ 【愛鷹広域公園】	沼津市 (大阪府)	交通基盤・公園緑地
	株式会社	小泉アフリカ・ライオン・サファリ株式会社 【静岡県富士山こどもの国】	富士市 (東京都)	交通基盤・公園緑地
		(計 6箇所)		
合 計		(計 32箇所)		

- (注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体
2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設
3 所在地欄が2段書になっている場合、上団は団体が管理する施設の所在地、下団は団体の所在地を指す。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	32箇所
指摘等の箇所数	1箇所 (3.1%)

(イ) 件数

指摘	注意	意見	計
	2		2

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(85ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の件数は2件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(48ページ)のとおり)

(ア) 注意(2件)

a 財務会計(2件)

- ・補助金申請等に関する不適切な事務処理(一般財団法人南アルプスみらい財団)
- ・会計伝票の承認手続の未実施(一般財団法人南アルプスみらい財団)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和5年度に注意を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[財政的援助団体等監査]

1 注意2件

監査箇所	区分	概要	
一般財団法人南アルプスみらい財団	注意	件名	補助金申請等に関する不適切な事務処理
		内容	<p>一般財団法人南アルプスみらい財団は、令和4年度の南アルプスモデル推進事業費補助金において、補助金交付要綱第5で補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされているにもかかわらず、知事の承認を受けていなかった。</p> <p>また、当該補助金の対象となる経費と、県から受託している令和4年度南アルプスモデル推進業務の対象経費について区分経理をしていなかった。</p>
	注意	件名	会計伝票の承認手続の未実施
		内容	<p>一般財団法人南アルプスみらい財団は、同財団の財務規程において、会計伝票は責任者に承認印を受けるものとされているにもかかわらず、設立当初の令和4年7月19日から、この承認を行っていなかった。</p>

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

令和4年度静岡県一般会計及び11 特別会計

イ 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月31日まで

ウ 審査の結果

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、県税等が増加したものの、地方交付税や県債の減少により、一般会計全体では、1兆4,721億641万6千円となり、前年度決算額1兆5,067億7,395万9千円に比ベ346億6,754万3千円、2.3%減少した。</p> <p>県税の決算額は4,976億5,575万6千円であり、前年度決算額4,874億3,144万2千円に比ベ102億2,431万4千円、2.1%の増加となった。これは、輸出関連製造業の企業収益の持ち直しにより、前年度に比ベて法人二税が124億5,477万6千円、8.9%増加したことによるものである。</p> <p>国庫支出金は2,955億8,599万9千円で前年度決算額2,885億1,031万円に比ベ70億7,568万9千円、2.5%の増加となった。これは、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施等によるものである。</p> <p>一方、自主財源の増加により地方交付税は、前年度決算額に比ベ233億3,144万6千円、11.2%の減少となった。</p> <p>県債は、1,470億1,000万円で、前年度決算額1,948億8,700万円に比ベ478億7,700万円、24.6%の減少となった。これは、税収の増等により臨時財政対策債の発行が抑制されたほか、建設事業、施設整備事業等の投資的経費の水準調整や資金手当債の抑制に取り組んだことによるものである。</p> <p>歳出決算額は、義務的経費の増加により一般会計全体では、1兆4,474億7,735万9千円であり、前年度決算額1兆4,854億3,627万7千円に比ベ379億5,891万8千円、2.6%減少した。</p> <p>義務的経費については、前年度と比ベ決算額が1.7%増加し、歳出全体に占める構成比は1.8ポイント増加の43.1%となった。また、前年度と比ベ決算額は、扶助費が3.5%、公債費が3.1%増加し、歳出全体に占める構成比はそれぞれ9.5%、13.1%となった。</p> <p>投資的経費の決算額については、前年度から7.1%の減少となった。これは、補助事業や国直轄事業が減少したこと等によるものである。</p> <p>また、その他経費は行政費の減少などにより、前年度から決算額が5.1%減少し、歳出全体に占める構成比も1.1ポイント減少して42.9%となった。</p> <p>次に、一般会計の県債残高について、通常債の残高が1兆5,962億2,649万9千円となり、減収補填債や退職手当債などの資金手当債の発行を抑制したことから、前年度に比ベ69億3,518万5千円減少し、新ビジョン後期アクションプランの目標である「上限1兆6,000億円程度」の水準を維持した。</p>
-----------------------------	--

	<p>また、臨時財政対策債の残高は1兆1,846億6,265万5千円となり、前年度末より137億1,665万9千円減少した。</p> <p>県の財政構造を示す7つの指標を見ると、前年度に比べて自主財源比率、実質公債費比率は改善し、一般財源等比率、義務的経費比率、経常収支比率、財政力指数、将来負担比率は悪化した。</p> <p>義務的経費比率は、近年新型コロナウイルス感染症関連事業の増加により改善傾向にあったが、令和4年度は、1.8ポイント悪化した。</p> <p>将来負担比率は、前年度改善に転じていたが、令和4年度は9.1ポイント悪化した。</p> <p>財源不足については財政調整用の基金を取り崩すことによりこれを補っているが、令和4年度決算における取崩しによる補填額は、32億円となった。</p> <p>また、令和4年度決算等を踏まえた今後の財政見通しの試算では、令和5年度に468億円の財源不足が見込まれている。</p> <p>上記の県債残高の状況、7つの指標の推移や財政調整用の基金の取崩しの状況等を勘案すると、財政状況は実質公債費比率18%未満、将来負担比率400%未満という新ビジョン後期アクションプランの目標の範囲を維持しているものの、たいへん厳しい状況は続いている。</p> <p>令和4年度からスタートした新ビジョン後期アクションプランでは、令和7年度までに財政調整用の基金に頼らない収支均衡を達成することを目標に掲げている。</p> <p>しかしながら、今後、一般財源総額の増加が見込めない中で、歳出面では、社会保障関係費や金利上昇に伴う公債費の増加等による義務的経費等の増加が見込まれており、現状のままでは、収支均衡の目標達成は難しい状況にある。全庁的に一層の歳出のスリム化や歳入の確保に取り組むことで、健全財政の堅持を図られたい。</p> <p>加えて、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、令和4年度の臨時財政対策債の残高が1兆1,846億円以上あり、県債残高全体の42%を占めていることから、引き続き、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた交付金制度に係る改革や償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額は、平成22年度の205億6,785万2千円をピークに減少に転じ、令和4年度には、75億7,408万円と、平成22年度と比べ6割以上減少しており、市町との協働など縮減に向けた様々な取組は評価できる。</p> <p>(ア) 県税関係</p> <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は、34億1,149万4千円となり、前年度に比べ2億4,774万円、6.8%の減少となり、県税全体で実収入未済額が削減された。特に個人県民税は、前年度に比べ2億3,449万3千円、7.5%減少となり、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきたことの成果と考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって97.2%となり、前年度より0.3ポイント上昇した。</p> <p>しかし、現在も全国平均の97.3%を0.1ポイント下回っている。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> <p>(イ) 県税関係以外</p> <p>令和4年度の県税関係以外の実収入未済額は、41億6,258万5千円で前年度に比べ8,117万2千円、2.0%の増加となった。これは、高濃度PCB廃棄物代執行費用返納金3億6,789万1千円が新規に発生したためである。</p> <p>実収入未済額の主なものは、中小企業共同施設資金貸付金償還金等14億6,376万1</p>

	<p>千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等 7 億 6,020 万 8 千円のほか、産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、生活保護費返還金、公営住宅使用料等である。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成 23 年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。令和 4 年度においても、債権管理マニュアルの活用や債権回収の外部委託の実施等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある。</p> <p>一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、新規の収入未済額の抑制には尽力したものの、総額として前年度を上回る実収入未済額となっていることから、回収業務の専門家と連携を強化する等、効果的な手法を取り入れることで収入未済額の縮減に努力されたい。</p>
c 事業繰越の縮減について	<p>翌年度への繰越額は、一般会計では 998 億 8,602 万 3 千円で、前年度に比べ 449 億 9,861 万 6 千円、31.1%と大幅に減少したが、特別会計については 17 億 9,345 万 8 千円で、前年度に比べ 12 億 1,452 万 5 千円、209.8%増加した。</p> <p>なお、一般会計では、社会健康医学研究推進事業費が令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間の継続費として設定されており、令和 4 年度の繰越額（逡次繰越）は、2 億 593 万 5 千円であった。</p> <p>令和 4 年度の明許繰越のうち、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）は、前年度と比べ 481 億 7,505 万 5 千円、51.7%減少したが、通常分は、台風 15 号に伴う災害復旧業務を優先して行うために工事等を一時中止したことなどにより、前年度に比べ 39 億 3,055 万 9 千円、8.4%増加した。</p> <p>また、事故繰越については、40 億 4,084 万 3 千円で、前年度に比べ 8 億 3,480 万 6 千円、17.1%減少した。</p> <p>明許繰越のうち通常分については、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。また、事故繰越については、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。</p>
d 不用額について	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、343 億 7,428 万 2 千円で、前年度に比べ 128 億 4,001 万 3 千円、27.2%の減少となった。また、特別会計では、97 億 7,098 万 8 千円で、前年度に比べ 140 億 9,594 万 3 千円、59.1%の減少となった。</p> <p>一般会計の内訳で主なものは、新型コロナウイルス感染症対策事業費助成、コロナワクチン接種推進事業費助成などである。</p> <p>また、特別会計の内訳で主なものは、国民健康保険事業特別会計における保険給付費等交付金などである。</p> <p>令和 4 年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度を下回っている。不用額の中には、新型コロナウイルス感染症関連事業など、2 月補正時点の見通しが困難であったため、実績と見込みに大きく差が出るなど、やむを得ないものもあると思われるが、財政の健全化を推進し、財源の有効な活用を図るため、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き効率的な予算執行に努められたい。</p>
e 財務会計事務等の適正な執行について	<p>令和 4 年度定期監査等において、不動産取得税の課税誤りなど 10 件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、物品購入代金の支払遅延等 22 件を「注意」とした。監査結果等は「意見」「指導」を含めると全体で 140 件、前年度に比べ 26 件の増加となっている。</p> <p>財務会計に関わるものは、55 件であり、前年度より 15 件増加した。これは、令和 3 年度に多発した道路占用料の徴収誤りは減少したものの、海岸占用料の算定誤りや河川占用料の不適切な徴収、支出負担行為等の遅延等が発生したためである。</p> <p>工事技術関係に関わるものは、11 件であり、前年度より 6 件増加した。これは、建設工事における事務処理や工事計画等において、不適切な事案が多数発生したためである。</p> <p>令和 2 年度から新たに内部統制制度が開始され、各所属で財務に関する事務等を対象にリスクを抽出し、事前に不正や間違いの発生を防ぐ仕組み作りに取り組んでいるが、令和 4 年度の</p>

	<p>内部統制評価報告書では重大な不備が3件報告されている。</p> <p>地方自治法の改正を受け、監査業務は、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図り、経済性、効率性及び有効性に視点を置いた監査を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図ることとしている。</p> <p>各内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては、引き続き内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化など継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。</p>
f 財産管理等 について	<p>財産管理に係る事務については、生乳の誤廃棄（同種事案の再発）により「指摘」となった案件が1件発生したほか、モバイルパソコンの不適切な管理や物品台帳の未作成など事務処理上の不適切な事例も散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成26年度にファシリティマネジメントの基本方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。とりわけ、「総量適正化」に向けた未利用財産の売却については、平成20年度から5年度ごとに県有財産の売却計画を策定し未利用地の売却を進めており、平成25～29年度については、67億4,653万4千円を売却した。平成30～令和4年度については、計画最終年度である令和4年度に12億5,202万6千円を売却し、売却額累計69億7,029万円、当初計画額に対する達成率は125.2%となった。しかし、令和3年度の変更計画額に対しては、売れ残りや入札に至らないといった積み残し物件が残存していることから達成率は87.1%となった。</p> <p>今後も県有財産の最適化を推進し、令和5～9年度の売却計画の目標値を達成できるよう、積極的な売却に努められたい。</p> <p>また、今後30年間の建替えや集約化等の管理方針及び対策に要する費用を記載した「個別施設計画（公共建築物）」を令和元年度に策定し、公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとし、「総量適正化」については、令和31年度までの30年間で公共建築物の15%の削減を目標としている。</p> <p>令和4年度は、面積で24,522㎡を削減し、個別施設計画の管理目標に対する達成率は累計で3.6%減となっている。当該目標を達成するため、引き続き、計画的な削減に努められたい。</p> <p>加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設の安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。</p>

(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

- 令和4年度静岡県工業用水道事業
- 令和4年度静岡県水道事業
- 令和4年度静岡県地域振興整備事業
- 令和4年度静岡県立静岡がんセンター事業
- 令和4年度静岡県流域下水道事業

イ 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月31日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか4事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、令和5年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表

示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

a 工業用水道事業	<p>工業用水道事業は、動力費等の維持管理費の増加などにより経常損失が増加したが、未利用地売却による特別利益を計上し、当年度純利益が前年度より4億4,950万6千円(128.4%)の増益となり、純利益7億9,965万円を確保した。</p> <p>工業用水道別に見ると、6工業用水道のうち、柿田川、ふじさん(富士川、東駿河湾)、静清の3工水は赤字を計上し、中遠、湖西の2工水は純利益が前年度より減少した。</p> <p>また、年間実給水量を見ると、ふじさん(富士川)、静清以外は減少しており、6工水合計で483万3千m³減少した。今後も水需要の減少や節水技術の向上等により、給水収益が減少する可能性があることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新が必要となり、さらに厳しい経営状況が見込まれる。</p> <p>このような状況の中、「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第5期長期修繕・改良計画」を踏まえた平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づき、計画的に事業を実施している。</p> <p>また、中堅・若手職員を中心とした「課題解決型タスクフォース」により、浄水発生土の有効活用と減量対策、デマンドレスポンス契約による動力費削減等によるコスト削減や遊休資産売却等による収益確保に取り組んでいる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組み、管路近傍事業所への調査や企業誘致との連携による情報収集や工業用水利用促進インセンティブ制度の積極的な活用により、新規顧客を開拓する等、収益確保を進めるとともに、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、着実に施設更新や耐震化を進められたい。</p> <p>② 急速に経営悪化した富士川と東駿河湾工水については、令和4年3月に両事業を統合し、「ふじさん工業用水道」とするとともに、令和4年4月分から料金改定を行った。また、令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指し、令和6年度から新たに設置するポンプ場の設計・施工に加え、浄水場等の運転・維持管理への包括的民間委託の導入を進めている。一体的な運用によるコスト削減や工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。</p>
b 水道事業	<p>水道事業は、給水収益の減少や動力費等の維持管理費の増加などにより経常利益が減少し、当年度純利益が前年度より4億6,818万7千円(44.4%)の減益となった。</p> <p>3水道事業のいずれも純利益を計上したが、すべての水道で前年度より減少した。</p> <p>年間実給水量については、3水道すべてで減少しており、当年度の3水道の合計実給水量は、前年度より161万m³(2.1%)の減少となった。</p> <p>黒字経営が継続しているが、今後、人口減少等に伴う水需要の低下による施設規模の適正化や管路等の大規模更新を進めるに当たり、費用の増加が見込まれている。</p> <p>また、水道事業は県民の生活を支える公共インフラであることから、災害発生後も速やかに安全・安心な水を供給することが求められている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略(第4期中期経営計画)改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組み、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。</p>

	<p>また、AIによる塩素の適正注入率制御や管路台帳の3次元モデル化に取り組んでいるが、今後も新たな技術の導入可能性を検討し、DXの推進に努められたい。</p> <p>さらに、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、施設の効率的な更新や耐震化を計画的に進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の維持に努められたい。</p> <p>② 榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道について、令和4年3月に締結した基本協定書に基づき、同年9月に実施協定書を締結した。</p> <p>現在、令和11年4月を目途とする統合に向け、関係者間で施設整備、費用負担、資産譲渡等について協議を進めているが、統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業に取り組まれたい。</p>
<p>c 地域振興整備事業</p>	<p>地域振興整備事業は、セミ・オーダーメイド方式により整備した「富士大淵」の引渡し完了し、前年度同様に土地売却収益を出したが費用が収益を上回ったため、経常損失となり、特別損益を加えて当年度は894万9千円の純利益をあげた。</p> <p>また、オーダーメイド方式により整備を進めていた「浜松坪井バイオマス発電施設関連」については、整備が完了し、令和5年度の引渡しを予定している。</p> <p>その他、「牧之原萩間」については令和4年10月に、「長泉東野」については令和5年1月に、それぞれ企業局、市町、事業者の3者で基本協定を締結し、事業に着手している。</p> <p>さらに、市町への工業用地等開発可能性調査に対する助成や技術的支援などによる開発候補地の掘り起こしを進め、セミ・レディーメイド方式等による事業化を推進している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町と連携して積極的に開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、セミ・レディーメイド方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した工業用地等の供給を進められたい。また、効率的な施工方法や経費削減に向けた創意工夫に取り組み、経営の健全性を確保しつつ効果的な事業執行に努められたい。</p> <p>② 「浜松坪井バイオマス発電施設関連」については、令和5年度に事業者への引渡しができるよう、計画に沿った事業の推進に努められたい。また、「牧之原萩間」、「長泉東野」についても計画に沿った事業の推進に努められたい。</p>
<p>d 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関であり、令和2年4月には全床開棟して615床となった。また、令和2年3月に、厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受け、本県におけるがんゲノム医療への取組において、中心的な役割を果たしており、治験・臨床試験や研究の推進、がんゲノム医療に関わる人材の育成に、大きな期待が持たれている。</p> <p>令和4年度の病院事業は、医業収益の増加など、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向がみられるが、光熱水費の高騰による経費の増などにより、3年連続の赤字となった。研究所事業の損失を含めた全体でも、3億7,686万7千円の純損失となり、未処理欠損金も前年度より増加している。</p> <p>経営指標は改善しており、病床利用率が88.6%と、前年度に比べ、2.5ポイント高くなっている。</p> <p>過年度医業未収金は、前年度に比べ718万3千円増と4年連続して増加しており、累計で1億2,277万4千円となっている。</p> <p>また、医師については毎年充足が進んでいるが、定数200人であるところ、令和4年度末は177人となっており、23人不足している。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p>

	<p>① 病院事業は、令和2年度以降、3年連続の赤字となった。令和4年度の総収入は、患者数の増加等により回復の傾向がみられるが、一方で総支出は、光熱水費の高騰などにより、収入を上回る経費の増加となり、純損失は、前年度と比べて増加している。運営コスト削減による収支改善を目指し、今後も効率的な病院経営に取り組み、病院事業の黒字化を図っていただきたい。</p> <p>② 過年度医業未収金について、コロナ禍の影響による患者本人や家族の収入減少により、支払いが困難な事例が増えているとのことであるが、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かい対応による未収金発生の未然防止と、早期回収に努められたい。</p> <p>③ 本県のがん治療の中核的な病院としての役割を果たすため、引き続き不足している医師の確保に努められたい。また、研究所を中心に行われているプロジェクトHOPEの研究成果を基に、民間企業等との連携による検査サービスの提供や将来の臨床に役立つ新技術の開発等を進めるなど、その成果を可能な限り県民に還元するよう努められたい。</p>
<p>e 流域下水道事業</p>	<p>流域下水道事業は、施設の老朽化による設備更新の増大や人口減少等、事業を取り巻く経営環境の変化に対応するため、平成31年4月から公営企業会計へと移行している。財務諸表の作成により、経営・資産の状況を明確に把握できることとなり、中長期的な見通しに立った経営の方針や投資、財政の基本計画である「静岡県流域下水道事業経営戦略」を令和3年2月に策定しており、同経営戦略の計画的かつ着実な実施が求められている。そして令和4年度の純利益は、4億7,017万6千円となった。こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 経営戦略では、令和4年度まで耐震対策事業を集中実施することとなっている。県民の生活や生命に関わる重要なライフラインである下水道施設は、地震や豪雨等の自然災害発生時でも被害を最小限にとどめる必要がある。このことから、施設の速やかな耐震化・耐水化工事の完了に努められたい。</p> <p>② 耐震対策事業終了後は、引き続き「ストックマネジメント計画」に基づき事業費の平準化と施設の長寿命化を図っていくことから、財務体質の強化を念頭に、健全な事業執行に努められたい。</p> <p>③ 当事業は5市3町からの負担金を主な財源としていることから、引き続き、効率的な事業運営による維持管理費の縮減を図り、市町の負担軽減に努められたい。</p>

(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術館建設基金

イ 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月31日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

令和5年8月8日から令和5年8月31日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	令和4年度 健全化判断比率	令和3年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.0%	13.1%	25%	35%
将来負担比率	240.0%	230.9%	400%	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	<p>令和4年度の実質公債費比率は13.0%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（13.1%）より0.1ポイント改善したが、令和4年度単年度の比率は14.2%で、令和3年度（12.3%）に比べ1.9ポイント悪化した。</p> <p>これは、算定式の分母となる普通交付税・臨時財政対策債発行可能額が減少したことと、分子となる満期一括償還債の残高増加に伴う元利償還金の増によるものである。</p> <p>令和3年度の全国順位は前年度の39位から38位となったが、引き続きワースト10入りしており、今後も公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。</p>
将来負担比率	<p>令和4年度の将来負担比率は240.0%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（230.9%）に比べ9.1ポイント悪化している。</p> <p>令和3年度の全国順位は、前年度の41位から42位へ下落し、引き続きワースト10に入っている。</p> <p>また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆5,107億6,343万8千円と多額で、前年度に比べ162億6,837万1千円増加していることから、地方債などの将来負担額の適正な管理に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。</p>

（参 考）

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的

に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

令和5年8月8日から令和5年8月31日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和4年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

区分		公営企業会計名	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

令和4年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 内部統制評価報告書の審査

内部統制評価報告書の審査について、以下のとおり実施しました。

(1) 審査の対象

令和4年度静岡県内部統制評価報告書及び参考資料

(2) 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年9月11日まで

(3) 審査の実施内容

「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、本庁及び出先機関の定期監査において得られた知見を利用した。

(4) 審査の結果

令和4年度静岡県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当であると認める。

(5) その他

審査の結果に添えて、下記のとおり意見を付しました。

今回の審査において、「重大な不備」の判断に関し、改善が必要と判断されたため、次の各事案について、意見を述べる。

- ① 土木事務所の職員が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことにより計12,160,000円が過大に支出された事案について、令和4年度に当該職員が有罪判決を受けるなどしており、県民の県政に対する信頼を著しく損なうことになった。本件事案は、当該職員のみならず、上司による業務管理等の内部統制上の原因があったと考えられる。内部統制制度が法定化される以前に発生した事案であることから「重大な不備」として評価されていないが、このような重大事案については評価対象とすることを検討されたい。
- ② 特に慎重な取扱いが求められる「要配慮個人情報」の流出事案が令和4年度に複数発生した。これらについては、誤送付先のほとんどが公的機関や関係者であったこと、情報の流出原因が故意によるものではなかったこと等から「重大な不備」として評価されていない。しかし、このような機微な情報を流出させてしまったこと自体が県民の県政に対する信頼を損なうことになるため、評価基準等の見直しにより、流出した個人情報の性質に応じて「重大な不備」として評価することを検討されたい。
- ③ 7土木事務所において、コンクリート巻立てされた電話ケーブル等の道路占用料について徴収開始当初から長年にわたり算定誤りがあり、時効に掛からず追加徴収が可能な平成30年度から令和4年度までの間において、道路占用料の徴収漏れが計291件、10,389,545円生じていることが発覚した。これらについては、各事務所の算定誤りの額が「重大な不備」の基準に満たないため、個別に不備として評価されているが、この主な発生原因は、占用料の算定方法が大多数の他県等と異なっていたため、事業者が他県等の算定方法により誤って申請してきたにもかかわらず、占用事務担当者の確認が不十分であったことである。このように、要因を同じくする不備であって、同種事案が複数の所属で発生しているものについては、全体として一つの不備として捉え、「重大な不備」の評価を行うことを検討されたい。

9 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和5年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	28	31	30	31	31	29	31	30	28	31	29	28

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士に一部を委託して実施しています。

（令和5年度は、普通会計等、企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）及び静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

令和5年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

10 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

年度	区分	前年度からの繰越	受付	却下	受理			翌年度への繰越
					勧告	棄却	却下	
令和元年度		0	2	1 (注1)	1	1		0
令和2年度		0	0					0
令和3年度		0	1	1 (注1)				0
令和4年度		0	0					0
令和5年度		0	4		4	3 (注2)	(注2)	1

(注1) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内等）を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

(注2) 一部を棄却、一部を却下とした2件については、棄却欄に計上しています。

(2) 監査の結果

請求年月日	令和5年8月22日	請求者	星野光央
監査の対象	不動産鑑定に係る支出		
監査対象機関	財務局資産経営課		
請求の概要	<p>「土地：浜松市北区細江町広岡字東カイド 18 番 宅地 実測 441.81 m²」についての鑑定評価書及び時点修正率意見書が不当な成果品であり、それらについての支出も不適切なため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれが。（県の執行機関又は職員） 資産経営課 ・いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。 鑑定評価書 令和3年8月27日 343,200円 時点修正率意見書 令和4年8月31日 44,000円 ・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。 不当鑑定として懲戒処分を受ける可能性がある成果品に対する支出であり、不当である。 ・その行為により、どのような損害が県に生じているのか。 受領した成果品の不良、不当なものへの支出 ・どのような措置を請求するのか。 成果品の訂正、減額・返納請求、依頼破棄及び二度と不当鑑定への支出が発生しないように静岡県が厳格な契約書を作成し、同意した業者にのみ評価依頼を行い、不当鑑定として処分を受けた場合には直ちに報酬全額の返金を請求できるものとする。 		
監査の結果と通知日	一部棄却、一部却下（令和5年10月19日）		
結果の概要	<p>本件措置請求のうち不動産鑑定評価書に係る令和3年8月27日の支出に関する措置請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため却下する。</p> <p>時点修正率意見書に係る令和4年8月31日の支出に関する請求については、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請</p>		

	求人主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求を棄却する。
--	-----------------------------------

請求年月日	令和5年10月16日	請求者	星野光央
監査の対象	企業局の不動産鑑定に係る支出		
監査対象機関	企業局経営課、企業局西部事務所		
請求の概要	<p>令和5年「土地：浜松市北区初生町 1163 番 111 及び 1164 番 3 宅地 実測 3,538.51 m²」についての鑑定評価書が、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不当な鑑定評価手法等に基づき、市場価格と著しく乖離した不適切な成果品であること。 ② 静岡県企業局職員が職責を果たしていないこと ③ 不動産鑑定士等が負っている説明責任を果たさせていないこと ④ 上記の問題が起きることを未然に防止するための対策も講じていないこと（職員による不作為又は故意の可能性） <p>以上4点全て重なっており、支出が不適切なため。</p> <p>令和4年「土地：浜松市北区初生町 1164 番の一部 宅地 実測 6,215.73 m²」 令和3年「土地：浜松市北区初生町 1163 番 1 の一部（1163-1B）宅地 実測 5,466.37 m²」 上記2つの鑑定評価書についても同様（市場価格と著しく乖離したとの点は指摘していない）であり、連続性の観点からも不当であると指摘している。</p> <p>ここでいう連続性とは、3年連続で中部ガス不動産に不動産鑑定を依頼し、作成した不動産鑑定士も同一人物である。それぞれを全くの別の「鑑定評価書」というには無理がある。それも同一区画内の土地（浜松市北区初生町の企業局所有）について、である。「3つの鑑定評価書の整合性」も合わせて考慮されるべきものであり、監査請求対象である。</p> <p>1年以上前の支出も含まれるが、正当な理由については、上記に述べた通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれが。（県の執行機関又は職員）： 企業局 ・いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。： 鑑定評価書 令和5年8月3日 493,900 円 鑑定評価書 令和4年8月8日 719,400 円 鑑定評価書 令和3年8月3日 620,400 円 ・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。： 国土交通省及び知事から不当鑑定として懲戒及び監督処分を受ける可能性がある成果品に対する支出であり、静岡県職員は鑑定評価書をろくに読んでおらず、評価書を理解するための勉強も怠り、読んで理解したふりをして、理解した事実をでっち上げ、当該鑑定評価書の価格を妥当であると採用した行為は職務怠慢、職務放棄に該当し、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に説明責任を果たさせておらず、職員及び不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が不正な行為や不当な支出が行われないための対策を全く講じておらず、企業局に多数いる静岡県職員の不作為の賜物であり、当該支出が不当である。 		

	<p>全部で 100 を超える指摘事項（重複分も含む）については、別途添付した書類の全てに目を通して確認してもらわなければならない。</p> <p>また、仮に国土交通省等の処分庁による懲戒及び監督処分があったとしても、法的に鑑定評価書そのものへ「不適當な鑑定評価書」であるというお墨付きを与えるものでない。処分とは関係がなく、採用している個々において、鑑定評価書の妥当性は判断されるものである。つまり、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく処分と、静岡県が採用した鑑定評価書の当・不当とは別の次元である。「処分が公告されていないから、当該鑑定評価書は妥当である」との論理は成立しない。よって本件は、不動産の鑑定評価に関する法律第 42 条の措置要求の処分とは関係がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • その行為により、どのような損害が県に生じているのか。： <p>不良な成果品の受領、静岡県一般競争入札参加予定者への混乱、県職員による鑑定評価書を読んでいないにも関わらず、読んだふり・理解したふりをして職務を行っていることとみせかけて静岡県民を欺き、給与を受け取り、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対して説明責任を果たさせる義務の不履行、特定の不動産鑑定業者との疑わしき関係、不当な成果品への不必要な支出</p> • どのような措置を請求するのか。： <p>今回提起した成果品への全ての指摘・疑問・質問に対して納得のいく説明をさせた上で、業者に対して成果品の訂正、減額・返納請求又は依頼破棄及び静岡県が二度と不当鑑定への支出が発生しないよう静岡県が鑑定評価書について厳格な精読・精査体制を構築し、相手方に対してきちんとした契約書を用意し、同意した業者にのみ評価依頼を行い、必ず鑑定評価書の説明する場を設けさせ、不動産の鑑定理論・鑑定評価について学び理解しようとしている職員も複数名同席し、全て議事録として記録させることを前提に納得のいくまで何度でも質疑応答を繰り返させることを約束・実行し、不当鑑定として処分を受けた場合には直ちに報酬全額の返金を請求できるものとする。</p> <p>それに伴い、鑑定評価に関する報酬額が高くなることを妨げないように、対策を講ずること。</p>
<p>監査の結果と通知日</p>	<p>一部棄却、一部却下（令和5年 12 月 13 日）</p>
<p>結果の概要</p>	<p>(1) 結論</p> <p>本件措置請求のうち令和3年度の不動産鑑定評価書に係る令和3年8月 16 日の支出及び令和4年度の不動産鑑定評価書に係る令和4年8月 22 日の支出に関する措置請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため自治法第 242 条の所定の要件を欠いていることから却下する。</p> <p>令和5年8月 14 日の不動産鑑定評価書に係る支出に関する請求については、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。</p> <p>(2) 意見（要旨）</p> <p>本件措置請求は却下及び棄却したが、今回の監査結果に基づき不動産鑑定評価書に係る支出についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。</p>

	<p>ア 不動産鑑定評価書の検収について 今後、不動産鑑定評価書が納品された際には検収を適切に実施するよう努められたい。</p> <p>イ 不動産鑑定報酬額について 監査対象機関は、今後の報酬額の決定方法等について見直しを検討されたい。</p>
--	--

請求年月日	令和5年12月6日	請求者	星野光央
監査の対象	天竜職員住宅の不動産鑑定に係る支出		
監査対象機関	財務局資産経営課		
請求の概要	<p>令和4年度に売却を行った 「【対象不動産】 所在：浜松市天竜区二俣町二俣字和田 2019 番 地積：宅地501.18㎡ 名称：天竜職員住宅 建物：鉄筋コンクリート造アスファルトシングル葺2階建 延床面積：277.56㎡ 付属建物：2棟」 の価格判定の元とした静岡県が所有している鑑定評価書（発行業者：一般財団法人日本不動産研究所浜松支所）が、</p> <p>① 不当な鑑定評価手法等に基づき、市場価格と著しく乖離した不適切な成果品であること。 ② 静岡県の資産経営課職員が職責を果たしていないこと ③ 不動産鑑定士等と不適切な関係及び彼らが負っている責任を果たさせていないこと ④ 上記の問題が起きることを未然に防止するための対策も講じていないこと（職員による不作為又は故意の可能性）</p> <p>以上4点全て重なっており、支出が不適切なため。</p> <p>資産経営課は少なくとも5年間、きちんと調べればもっと長いかもしれないが、ほとんどが「一般財団法人日本不動産研究所浜松支所」に不動産鑑定を依頼し、作成した不動産鑑定士も同一人物である。これほどの指摘を受け続ける業者に対して、依頼を続けるにはよほどの理由があると考えるのが通常であろう。「鑑定評価の依頼先との不適切な関係」との疑念も合わせて考慮されるべきものである。</p> <p>要求1 不動産の鑑定評価を依頼する場合には、必ず職員が現地で不動産鑑定士と立ち会いを行うことを決まりとせよ。 要求2 違反はない、とするなら、その理由を説明せよ。 鑑定評価書への記載事項が欠けているにもかかわらず、不動産鑑定業者は提出し、静岡県が受領しているのは、違反があるのではないか。故意による不作為なのか。 要求3 静岡県 資産経営課は不動産鑑定評価書の問題点につき、客観的かつ論理的な回答をせよ。できないのであれば、不当な支出であると認めることになるかと自覚せよ。</p> <p>・だれが。（県の執行機関又は職員）：</p>		

静岡県経営管理部財務局資産経営課

- ・いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

(鑑定評価書) 支払予定日 令和4年12月8日

支出額195,800円

- ・その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

国土交通省及び静岡県知事から不当鑑定として懲戒及び監督処分を受ける可能性がある成果品に対する支出であり、静岡県職員は鑑定評価書をろくに読んでおらず、評価書を理解するための勉強も怠り、読んで理解したふりをして、理解した事実をでっち上げ、当該鑑定評価書の価格を妥当であると採用した行為は職務怠慢、職務放棄に該当する。加えて、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対して問題点を明確にした質問をせず、十分な説明責任を果たさせておらず、職員及び不動産鑑定士及び不動産鑑定業者が不正な行為や不当な支出が行われなかったための対策を十分に講じておらず、このような指摘自体が資産経営課の多数いる静岡県職員の不作為の賜物であり、当該支出が不当である。

不当ではないというのなら、これらの指摘に全て回答できなければ、業務責任を果たしたことになるかと考えている。

また、仮に国土交通省等の処分庁による懲戒及び監督処分があったとしても、法的に鑑定評価書そのものへ「不当な鑑定評価書」であるというお墨付きを与えるものでない。処分とは関係がなく、採用している個々において、鑑定評価書の妥当性は判断されるものである。つまり、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく処分と、静岡県が採用した鑑定評価書の当・不当とは別の次元である。「処分が公告されていないから、当該鑑定評価書は妥当である」との論理は成立しない。よって本件は、不動産の鑑定評価に関する法律第42条の措置要求の処分とは関係がない。

- ・その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

不良な成果品の受領、静岡県一般競争入札参加予定者への混乱、県職員による鑑定評価書を読んでいないにも関わらず、読んだふり・理解したふりをして職務を行っていることとみせかけて静岡県民を欺き、職員として給与を受け取り、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者に対して正当な成果品を納入、説明責任を果たさせる義務の不履行、特定の不動産鑑定業者との疑わしき関係、不動産鑑定業者に対して不当な成果品でも報酬が得られるのだと思わせていること、不当な成果品への不必要な支出

- ・どのような措置を請求するのか。:

要求1・要求2・要求3に応えた上で、今回提起した成果品への全ての指摘・疑問・質問に対して納得のいく説明をさせた上で、業者に対して成果品の訂正、減額・返納請求又は依頼破棄させると同時に、静岡県が二度と不当鑑定への支出が発生しないよう静岡県が鑑定評価書について厳格な精読・精査体制を構築し、相手方に対してきちんとした契約書を用意し、同意した業者にのみ評価依頼を行い、必ず鑑定評価書の説明する場を設けさせ、不動産の鑑定理論・鑑定評価について学び理解しようとしている職員も複数名同席し、全て議事録として記録させることを前提に納得のいくまで何度でも質疑応答を繰り返させることを約束・実行し、鑑定評価書に不備があれば訂正・再提出させ、不当鑑定として処分を受けた場合には直ちに報酬全額の返金を請求できるものとする。

それに伴い、鑑定評価に関する報酬額が高くなることを妨げないように、対策を講ずること。

	<p>「第三者に開示させないことを条件に不動産鑑定士からの説明を聞く」という、起こってはならないことが、資産経営課において一度起きたことを確認した。どのような経緯で起きたのか、その原因を取り除き、不適切であるとの認識の下、二度とそのようなことが起きないように対策を講じること。</p>
監査の結果と通知日	<p>棄却（令和6年2月5日）</p>
結果の概要	<p>(1) 結論 県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求を棄却する。</p> <p>(2) 意見（要旨） 本件措置請求は棄却したが、今回の監査結果に基づき不動産鑑定評価書に係る支出についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。 監査対象機関は一般財団法人日本不動産研究所浜松支所と単独随意契約しているが、今後の鑑定業者の選定方法について見直しを検討されたい。</p>

11 令和5年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（9箇所9件）

ア 知事直轄組織（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
地域外交局地域外交課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 海外駐在員の配偶者手当の不正受給</p> <p>3 内容 地域外交局地域外交課職員（海外事務所駐在）は、公益社団法人静岡県国際経済振興会が、配偶者を駐在先に帯同している海外駐在員に支給する配偶者手当について、平成27年10月から事案が発覚した令和4年12月までの約7年3か月に亘り、配偶者が駐在先に不在であったにもかかわらず、手当の支給停止を申し出ることなく、計7,750,873円を不正に受給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>① 事案発生の原因</p> <p>1 当該事務所の設立の特殊事情等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務所の設置当時、駐在先の法令上、当該駐在先の国籍を有する者又は在留許可証を有する者のみが代表者に就任し事務所を設立する必要があり、在留許可証の取得は事実上困難な状況にありました。 ・当該職員（代表者）の配偶者が当該駐在先の国籍を有していたことから、「配偶者在留許可証」の取得が可能となり、当該事務所の設置に至った経緯がありました。 ・こうした事情の中、同職員は、自身の在留許可の前提として、配偶者が駐在先に居住していることが求められていると認識していたため、配偶者の長期不在が明らかになると、自身の在留許可証が無効になり、事務所が存続できなくなるものと懸念して、配偶者が長期にわたり不在となっている事実を所属に申告できませんでした。 <p>2 地域外交課の状況確認の不徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域外交課は、同職員から「配偶者が病気治療等のため日本へ一時帰国している」旨の申告を受けていましたが、平成27年10月以降の駐在先に不在であった事実は、申告を受けていなかったため、把握していませんでした。 ・当該職員においては、平成27年10月に帰国した配偶者が、用件が済み次第駐在先に戻るものと考え、当初所属に申告を行わなかったところ、結果として配偶者は駐在先に戻ることはなく長期不在に至りましたが、事務所の存続を懸念したことにより、所属に対して配偶者が不在である事実を言い出すことができませんでした。 ・地域外交課は、配偶者が一時帰国していることは承知していましたが、配偶者が不在となる期間について、当該職員に確認していませんでした。 <p>② 今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事態を受け、赴任後も受給要件を満たしているか、随時、確認を行います。 ・具体的には、当該事務所の運営状況を把握するため、年に1回、対面又はオンラインで実施している事務所調査時に、地域外交局幹部が、事務所に聞き取りを行います。11月の人事異動ヒアリング時にも聞き取りを行います。 ・また、「公益社団法人静岡県国際経済振興会海外駐在員及び帯同家族の私費一時帰国等取扱規程」を令和5年3月20日に決めました。 ・加えて、他の3事務所の駐在員に本事案を共有し、在外勤務手当の受給のほか、適正な事務所運営について、コンプライアンスの徹底を図りました。 ・なお、民間における駐在員への手当の状況確認、手当のあり方の検討については、民間や国、他県の状況を注視していきます。 	

イ 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
総務司法務課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 宗教法人に関する事務の処理遅延</p> <p>3 内容 総務司法務課は、担当者の事務放置により、令和2年度から令和4年度までの間に宗教法人から提出を受けていた51件の申請について、事務処理を遅延させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 処理簿で事案を管理するようになっていましたが、同時に多数の申請があったときなどに記録漏れが生じ、担当者が処理状況を把握できなくなってしまったこと、事務の補助や進捗管理などの面で担当以外の職員の関与が十分でなかったことが本件の主な原因です。</p> <p>2 事態判明後、直ちに事案の処理を開始するとともに、以下の再発防止策に取り組んでいます。</p> <p>(1) 申請書類については、副担当職員が收受し、処理簿に必要な情報を記録した上で担当職員に渡すこととし、受付段階で複数の職員が関与する体制としています。</p> <p>(2) 月2回、副担当職員が担当職員に対し、事案の進捗状況についてヒアリングを行い、その結果を処理簿に記録することで、進捗状況の確認体制を強化しています。</p> <p>(3) 処理簿のデータを担当職員以外の職員も確認できる場所に保存するとともに、定期的に課内で供覧することにより、情報共有の徹底を図っています。</p> <p>(4) 先例が少ないなど処理が困難と思われる事案については、相談段階から複数人で対応するとともに、処理状況に応じて、随時、班内及び課内で協議することとしています。</p> <p>(5) 処理すべき事案が集中した場合には、分担して事案を受け持つようにしています。</p>	

ウ スポーツ・文化観光部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
文化局文化政策課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 特定個人情報を含む書類の紛失</p> <p>3 内容 文化局文化政策課は、必要な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、職員の個人情報の保護に関する認識が希薄であったこと、鍵付きの保管庫での管理を徹底していなかったこと、特定個人情報等が記載された書類の受領や受渡しに関する記録簿を作成していなかったことが原因です。</p> <p>事案発覚後は、記録簿を整備した上で、対象となる書類は受領後速やかに鍵付きの保管庫で保管することとし、保管時にはダブルチェックを徹底しております。また、職員同士での声掛け等により注意喚起をすることで、再発の防止に努めております。</p>	

エ 健康福祉部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
医療局疾病対策課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付</p> <p>3 内容 医療局疾病対策課は、難病医療費受給者証更新申請に係る不承認通知の写し24件について、本来の送付先と異なる医療機関に誤送付した。 流出した情報は、申請者24人の住所、氏名、疾病名（要配慮個人情報）であった。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>事務処理の迅速さを優先して通常と異なる手順で作業を行い、宛先として難病台帳システム上に登録されている複数の医療機関から送付先と異なる医療機関を選択していたこと、また、通知の写しを封入する際に、本来行うべき確認を怠ったことから、誤送付となったものです。</p> <p>正規職員と会計年度任用職員が連携し、正規職員の指示の下で事務を行う体制が十分に取れておらず、正規職員と会計年度任用職員の役割分担が曖昧となっていました。</p> <p>誤送付の発覚後、既存の業務マニュアルに基づく送付先リストの作成や封入時における送付先の読み合わせを徹底しました。</p> <p>また、令和5年8月、「難病医療費受給者証更新業務に係る医学的審査担当職員業務マニュアル」を整備し、不承認通知の送付に係る事務の内容や手順について明記するとともに、正規職員と会計年度任用職員の役割分担を明確にしました。</p> <p>今後は、引き続き、業務マニュアルに基づく送付先のリスト作成や封入時の読み合わせを確実にを行うとともに、正規職員と会計年度任用職員の役割分担を明確化し、正規職員による会計年度任用職員の事務の進捗管理を徹底します。</p> <p>あわせて、コンプライアンス所属意見交換会での研修実施に加え、課内ミーティングで作業手順や個人情報の取扱いに関する留意事項を再確認します。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
賀茂健康福祉センター	令和6年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）</p> <p>3 内容 賀茂健康福祉センターは、令和5年度の継続的資金前渡について、5月22日から10月26日までの間、5件の立替払をした。 このうち、4件の有料道路通行料及び有料駐車場代の支払いは、継続的資金前渡の現金残高を超えて支出していた。 この件については、賀茂出納室による例月指導検査で繰り返し「注意事項」が発出され、再三に渡り是正が求められていたが、全く改善に結びつかなかった。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>① 事案発生の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月に発生した1件は、児童相談所の事案で、資金前渡の精算は5日以内に行わなければならないところ、5日を超過した後に、相談課（児童相談所）職員から領収書が提示され、精算を行ったものです。 8月に発生した3件のうち、2件については、児童相談所の事案で、同日に2件の緊急対応が発生し、いずれも早朝であったためETCスルーカード及び修善寺道路の回数券（事務所金庫に保管） 	

を持たずに出勤し、職員が通行料等の立替え払いをしたものです。また、他の1件は、前述の2件の立て替え払いの精算を行った後、小口現金を補充する間に同様の緊急対応事案が発生し、所属が保管する現金残高が不足していたこと及び保有するETCスルーカードは別件で使用であったことにより、職員が立替え払いを行ったものです。

- 10月に発生した1件は、児童相談所の事案で、横浜市内の訪問先近くの駐車場を使用しましたが、対応が長引き駐車料金の額が準備していた手持ちの現金の額を上回ったことにより、当該上回った額を職員が立替え払いを行ったものです。

② 事案発生の原因

- 会計事務に携わったことのない職員が多く、基本的な会計知識が不足していたため、継続的資金前渡制度についての理解が不十分でした。また、これらの職員の制度への理解を所属として支援する体制も、充分ではありませんでした。
- 当時はETCスルーカードを所属として2枚しか保有しておらず、複数事案が同時に発生する場合を想定した備えとして不十分でした。
- 令和5年度は、所属が保管する小口現金として、令和4年度までと同額である3万円（使用料、扶助費、需用費それぞれ1万円）を用意していました。令和4年度まで、支出額が年間1万円を超えたことは一度もなかったため、現金残高不足になる可能性を想定しておらず、結果的に、複数の緊急事案が同時に発生する場合を想定した備えとしては、不十分なものでした。

③ 改善措置

- 令和5年度の所内課長会議において会計研修を複数回実施し、リレー方式で所属内の全職員に周知することで、基本的な会計知識の底上げを図りました。また、年度が変わった令和6年4月1日の臨時所内課長会議においては、「継続的資金前渡」にテーマを絞った会計研修を行い現金払はやむを得ない場合に限られる例外的な支払方法であること、立替え払いと継続的資金前渡の違い、現金払については毎月支払計算書を作成していることの周知・徹底を図りました。
- また、令和5年度中にETCスルーカードの枚数を2枚から5枚に増やすとともに、令和6年3月からは緊急対応を行う福祉課長と相談課長がカードを1枚ずつ分散して管理する形に改めることで、休日夜間等にもETCスルーカードを円滑に持ち出せるよう改善を図りました。
- 令和6年度からは、令和5年3月の出納局長通達改正通知に基づき、所属が保有する現金の額を3万円から7万円に増額し、複数の緊急事案が同時に発生した場合の対応に備えました。

④ 今後の防止策

- 今後も所内職員に対する会計研修を継続し、会計ルールの認識不足に起因する再発を防止します。また、予算科目（使用料、扶助費、需用費）ごとに現金残高が1万5千円を下回った時点で補充を行うこととし、現金不足による立替え払いを発生させることがないように取り組みます。

オ 経済産業部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
産業革新局新産業集積課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 車検切れ車両の貸付</p> <p>3 内容 産業革新局新産業集積課は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に対し貸し付けていた車両について、当該財団が車検満了日の令和5年2月17日までに車検を実施していないにもかかわらず、令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認において物品の状態を良好と判断した。このため当該財団は、令和5年2月17日から5月31日までの間、車両を車検切れのまま使用した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が車検満了の確認を怠っていたこと、及び新産業集積課が令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認時に、現物確認のみを行い、車検満了期日を確認しなかったことが原因です。</p> <p>車検切れが発覚した令和5年5月31日に、機構に対して車両の使用を停止し、直ちに車検を受けるよう指示しました。</p> <p>再発防止策として、機構に対して、車検証の写しの保管、車検期間管理表の作成、スケジュールデータベースへ車検期限の入力、車両のダッシュボードに車検満了日の貼付をするよう指導しました。また、年度末の貸付物品現物確認用に車検状況のチェック項目を設けたチェックリストを作成し、新産業集積課でも車検満了期間を管理し、期日前に貸付先へ注意を促すよう徹底することで、再発防止に努めます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
工業技術研究所	令和6年3月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 薬品の不適切な管理</p> <p>3 内容 工業技術研究所は、取扱いに関し指定証が必要な試薬を、指定証の返納後も所有していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、法令に基づき、職員が平成24年8月から平成28年12月までの期間で覚せい剤原料研究者の指定を受けて研究に使用していた試薬を、指定の失効後の定められた期間内に譲渡又は廃棄せず、所内の保管庫で所持したままとなっていたことが、令和4年10月に実施した確認作業の結果、判明したものです。</p> <p>事案の判明後は、取扱いについて県薬事課と相談し、静岡市保健所を通じて県薬事課に報告書を提出した後、令和5年2月に県薬事課による立入検査が行われました。その際、当該試薬の所有権を放棄するとともに任意で提出し、不適切な試薬の所持については解消されています。</p> <p>発生の原因は、法令に関する理解不足、薬品管理規則遵守の不徹底、担当者異動時の引き継ぎ漏れにあることから、再発防止策として、職員を対象とした薬品関連法令に基づく薬品管理・安全セミナー（職員研修）を開催するとともに、薬品使用や管理体制等の見直しを行いました。</p> <p>今後も、定期的に薬品管理・安全セミナー（職員研修）を開催し、法令に関する知識を深め、適正な薬品管理を徹底します。</p>	

カ 警察本部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
広報課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信</p> <p>3 内容 警察本部総務部広報課は、休日等に警察本部当直者が行う報道機関への情報提供時における指導が十分ではなかったことから、担当の当直者が傷害事件の容疑者の逮捕に関する広報資料を報道機関あてにメール送信した際、誤って他の事件に関する情報を含めて送信してしまったため、当該事件に係る要配慮個人情報及び捜査に関する内部情報が流出した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>令和4年12月31日に発生した本件誤送信の原因は、機器操作の不慣れと確認を怠ったこと及び当該職員の理解不足によるものです。</p> <p>令和5年1月、PDFファイルを作成するためのスキャナーの読み取り機能を片面のみに設定変更し、読み取り時、確実に目視確認ができるよう、誤送信防止対策を実施しました。</p> <p>さらに同月、報道提供するファイルには不必要な情報を入力しないこと、報道提供する際には複数人の目で確認すること、報道提供の際は当直責任者又は副責任者が責任をもって送信することについて、報道対応責任者を始めとする全職員に向けて指導教養を行いました。</p> <p>今後も、上記改善措置の徹底を図るとともに、人事異動期における担当者研修会等において機器の操作要領や報道提供時の確認の徹底について指導教養を行い、再発防止を図ってまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
運転免許課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 運転免許証交付業務の不適切な取扱い</p> <p>3 内容 警察本部交通部運転免許課は、令和5年3月に、運転免許システムの操作を誤り、運転免許センター及び警察署での運転免許証交付業務を約25分間停止し、来庁者のうち約140人が当日免許の交付を受けることができなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、業務試験用に作成した運転免許証のICチップ内のデータに不備があり、試験時にエラーが発生したため、運転免許システムに何らかの障害が発生していると誤認し、同システムの使用を一時的に停止させたものです。</p> <p>実際にはシステムの障害は発生しておらず、別方法により試験を実施したところ正常に処理が終了したため、業務を再開しています。</p> <p><問題点></p> <p>試験時にエラーとなる不適格なデータが存在し、それを使用してしまったことです。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>不適格なデータを修正するとともに、試験方法に関する職員指導を徹底しました。</p>	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘				注意			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
					元	定期監査	467	138	198	2	3	15
	随時監査	22	7	7			3	3		1		1
	財援団体等	42	8	14				0	2			2
	計	531	153	219	2	3	18	23	8	13	35	56
2	定期監査	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46
	随時監査	29	2	2	1			1	1			1
	臨時監査	2	1	1			1	1				0
	財援団体等	41	3	3				0	3			3
	計	540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50
3	定期監査	476	49	47	2		3	5	11		9	20
	随時監査	22	0	0				0				0
	臨時監査	3	3	3			2	2				0
	財援団体等	43	2	2	2			2				0
	計	544	54	52	4	0	5	9	11	0	9	20
4	定期監査	476	51	53	3	1	6	10	6	4	12	22
	随時監査	22	1	1				0				0
	臨時監査	0	0	0				0				0
	財援団体等	44	0	0				0				0
	計	542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22
5	定期監査	474	51	57	3		6	9	14	2	12	28
	随時監査	21	4	3				0	1			1
	臨時監査	0	0	0				0				0
	財援団体等	32	1	2				0	2			2
	計	527	56	62	3	0	6	9	17	2	12	31

指摘等件数内訳

指導（注）				意見				指導（検討）（注）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
42	20	45	107			18	18				0	50	35	113	198
	3		3				0				0	0	4	3	7
11			11				0	1			1	14	0	0	14
53	23	45	121	0	0	18	18	1	0	0	1	64	39	116	219
				5		19	24					32	18	29	79
							0					2	0	0	2
							0					0	0	1	1
							0					3	0	0	3
				5	0	19	24					37	18	30	85
						22	22					13	0	34	47
							0					0	0	0	0
						1	1					0	0	3	3
							0					2	0	0	2
				0	0	23	23					15	0	37	52
						21	21					9	5	39	53
					1		1					0	1	0	1
							0					0	0	0	0
							0					0	0	0	0
				0	1	21	22					9	6	39	54
						20	20					17	2	38	57
				2			2					3	0	0	3
							0					0	0	0	0
							0					2	0	0	2
				2	0	20	22					22	2	38	62

（注）注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導（検討）」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として、監査結果と区分しています。なお、令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件（令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件）です。

(2) 部局別内訳

部局	年度	元						2			
	区分(注1)	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計	指摘	注意	意見	計
知事部局	知事直轄組織		1	2			3		1		1
	危機管理部			2	1		3	1		2	3
	経営管理部		4	3	1		8	1	2	3	6
	くらし・環境部			1	3		4			3	3
	スポーツ・文化観光部 (文化・観光部) (注2)	1	1	1	2		5		4	2	6
	健康福祉部	3		11	2		16		2	2	4
	経済産業部	2	7	18	2		29	1	4	3	8
	交通基盤部	6	9	24	4		43	2	22	4	28
	出納局	1					1		1	1	2
	小計	13	22	62	15	0	112	5	36	20	61
企業局		1	2	1			4				0
がんセンター局			1				1		1		1
議会事務局							0				0
各種委員会事務局							0				0
教育委員会事務局、教育機関	5	25	33	3		66	3	8	4	15	
警察本部、警察署	1	3	11			15	1	1		2	
計	20	53	107	18	0	198	9	46	24	79	
随時監査		3	1	3			7	1	1		2
臨時監査(注3)								1			1
財政的援助団体等			2	11		1	14		3		3
合計	23	56	121	18	1	219	11	50	24	85	

(注)

- 1 注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導(検討)」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として監査結果と区分しています。なお、令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件(令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件)です。
- 2 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。
- 3 令和元年度まで随時監査として行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

3				4				5			
指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計
	1		1		2	2	4	1	2	1	4
	1	2	3			2	2			1	1
1	1	1	3	1	2	1	4	1	5	2	8
		3	3			1	1			1	1
	1	2	3		2	1	3	1		2	3
1	3	4	8	5		3	8	2	2	3	7
1	6	4	11	2	4	3	9	2	3	1	6
1	4	3	8	2	6	3	11		6	2	8
			0				0			1	1
4	17	19	40	10	16	16	42	7	18	14	39
			0				0				0
			0				0				0
			0				0				0
	1		1				0		1		1
1	2	3	6		5	5	10		8	5	13
			0		1		1	2	1	1	4
5	20	22	47	10	22	21	53	9	28	20	57
			0			1	1		1	2	3
2		1	3				0				0
2			2				0		2		2
9	20	23	52	10	22	22	54	9	31	22	62

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

1 令和5年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	5年度 実施率 B/A	(参考) 4年度 実施率
定期 監査	本 庁	221	117	52.9%	49.1%
	出先機関	253	119	47.0%	50.0%
小 計		474	236	49.8%	49.6%
財援団体等 の監査		32	28	87.5%	68.2%
計		506	264	52.2%	51.2%
例月出納検査		4会計 歳入歳出外現金 基金	3会計 歳入歳出外現金 基金	—	—

2 令和5年度の指摘等の状況

指摘等の件数 A	アウトソーシング による指摘等件数 B	5年度 アウトソーシ ングによる割合 B/A	(参考) 4年度 アウトソーシ ングによる割合
129	13	10.1%	6.5%

(注)

定期監査、財政的援助団体等の監査による件数で、監査結果のほか監査委員事務局長指導事項の件数を含みます。

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和5年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

<令和5年度の実績>

項目	内容
外部監査人	公認会計士 加山 秀剛
補助者	5名（公認会計士4名、弁護士1名）
テーマ	観光に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>観光は、地方創生のための重要な施策の一つであると考えます。静岡県においても、県の総合計画である「新ビジョン」の中で、政策の柱の一つに観光交流の拡大を挙げている。</p> <p>また、産業としての観光は、製造業などに比べて、小規模な事業者が多く、交通や観光施設などの公共的なインフラへの依存も大きいことから、官民一体による観光拠点づくりが必要であり、県に求められる役割や県への期待も大きい。</p> <p>一方、観光は、新型コロナウイルスの感染拡大によって最も大きな打撃を受けた産業分野の一つである。ウィズコロナからアフターコロナに変わりつつある中で、いかに早く、コロナ前の状態に戻し、更なる成長・発展につなげていけるかが、その地域の今後の経済発展にも大きく影響すると思われる。</p> <p>静岡県では、令和3年度から4年度にかけて、県の総合計画である「新ビジョン」が、「基本計画」から「後期アクションプラン」に切り替わっている。このタイミングに、県がどのように観光に関する計画を見直したのかを確認し、新計画初年度である令和4年度の施策の実行状況を検証することは、今後の静岡県の成長発展を考える上で重要ではないかと考える。</p> <p>上記を鑑み、観光に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合规性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	<p>観光に関する施策を所管しているスポーツ・文化観光部の令和4年度の事業から特に金額基準等は設けず、観光関連の事業を監査対象とした。</p> <p>観光に関する事業は、基本的に観光交流局（観光政策課、観光振興課）が所管している。令和4年度の「全事業一覧」（県が作成した内部管理資料）の観光交流局の所管事業のうち、他の部局が執行している1事業を除外し、それ以外の事業を監査対象とした。また、空港振興局に対するヒアリングを基</p>

に、空港振興局の所管事業から観光客の誘致活動に関連する内容を含んでい
る事業を2件選定した（下表のNo.22、23）。

（単位:千円）

No	事業名	担当課名	令和4年度 当初予算額
01	観光施策推進費	観光政策課 観光振興課	29,266
02	観光施設整備事業費	観光政策課	1,100,000
03	おもてなし推進事業費	観光政策課 観光振興課	22,600
04	グリーン・ツーリズム推進事業費	観光政策課	5,200
05	ブラサヴェルデ管理運営事業費	観光政策課	60,700
06	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進 事業費	観光政策課	12,100
07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	観光政策課	50,800
08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	観光振興課	233,700
09	観光情報プラットフォーム運用事業費	観光政策課	65,000
10	3次元点群データ利活用促進事業費	観光政策課	30,000
11	しずおか元気旅推進事業費	観光振興課	316,500
12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	観光政策課	102,000
13	観光デジタル化推進事業費	観光政策課	87,000
14	歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	観光振興課	100,500
15	宿泊施設感染防止対策強化事業費	観光政策課	55,000
16	地域資源を活かした観光促進事業費	観光振興課	30,000
17	ガストロノミー・ツーリズム推進事業費	観光政策課	40,000
18	中央日本四県観光交流促進事業費	観光振興課	90,000
19	浙江省誘客強化事業費	観光振興課	7,000
20	誘客推進事業費	観光振興課	55,000
21	誘客推進事業費助成	観光振興課	133,000
22	空港企画広報推進事業費	空港振興課	5,351
23	就航・海外交流促進事業費	空港振興課	761,200

監査対象期間 原則として令和4年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）

監査実施期間 令和5年6月8日から令和6年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和6年3月29日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は損害を生じている事項 5 その他、明らかに改善の必要があると認める事項
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から改善や検討の必要があると認める事項

令和5年度の監査結果においては、「指摘」とされた項目はありません。

また、「意見」とされた項目のうち主なものは以下のとおりです。

項目	内容
観光関連事業の特徴と事後検証について	<p>観光関連事業は、「世の中の動きに合わせて事業内容が変わりやすい」という特徴によって、比較的短期に事業が終了する一方、また別の新規事業が生まれることとなるが、先の見通しが難しい分、同じ業務を毎年度繰り返し実施する事業に比べて、手続のミスや漏れなどが生じやすい環境にあると言える。</p> <p>今回の監査においても、補助金交付事業に関して、補助金の変更交付承認申請手続の漏れや実績報告書の提出遅延が生じたケース(しずおか元気旅推進事業費)や、概算払の承認額が結果的には過大になってしまったケース(中央日本四県観光交流促進事業費、誘客推進事業費助成)が検出されている。これらの検出事項は、それぞれの事業において意見を付しているが、いずれも発生の経緯や再発防止に関する事後検証を十分に行い、それを明確に記録に残して課内で共有することで、今後の事業管理の精度を高めていくような対応を求めたい。</p>
事業固有の果・活動指標の設定について	<p>観光関連事業は、先の見通しが難しく、どのような成果が出るのか読みにくい中で事業を進めなければならない分、事業の事後検証が次の事業の管理精度を高めるための重要な手続になる。</p> <p>事業の事後検証には、まず事業を評価するための目標値を明確に設定することが基本となるが、新ビジョンや観光基本計画の成果指標や活動指標は個々の事業評価には直接的に使えないものが多い。主な事業内容が補助金交付や委託契約となる事業においては、可能な限りあらかじめ、事業全体の成果を測るための共通の指標を設定し、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めるといった取組の検討を提案する。</p>

項目	内 容
補助金交付事業の消費税等の確認手続について	<p data-bbox="480 259 1366 483">今回の監査で、所管課の手続に誤りが検出されたわけではないが、会計支援課が、独立した研修メニューを用意しているという点からも、補助金事業における消費税等仕入控除税額の返還のスキームが複雑で分かりにくく、消費税等の仕入控除税額の返還漏れが見落とされる潜在的なリスクが認識されている。</p> <p data-bbox="480 499 1366 723">全庁的なリスクの軽減を図るためには、会計支援課の研修資料等において、実際の補助金交付事業で事業担当者が判断に迷いそうな点や間違いを起ししやすい点を説明することが望ましい。例えば、公益法人に関する取扱いの説明を加えるなど、研修資料等の見直しを検討されたい。</p>

4 年度別の実施状況

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
契約の締結	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
契約の金額	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	杉原賢一	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左	加山 秀剛	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左	焼津市	同左
テーマ	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	産業振興に関する施策の財務事務の執行について	観光に関する施策の財務事務の執行について
補助者(人数)	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人	5人	5人
公認会計士	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人	4人	4人
弁護士	—	—	—	—	—	1人	1人	1人	1人	1人
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23	R5.3.23	R6.3.18
結果の公表(公告日)	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1	R5.3.31	R6.3.29
措置の公表(公告日)	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4.10.18	R5.10.20	R6.10.1

第6 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

<県公報による広報>

監査結果などについて、県公報に登載しています。

<ホームページによる広報>

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

●静岡県のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

●監査委員事務局のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

<監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供>

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の区分

区分	内 容
指摘	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの及びその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 損害が生じている事項 e 経済性・効率性・有効性が低いと認められている事項 f 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

(注) 監査結果のほか、注意や意見に該当する事項でその内容が軽微である事項につきましては、監査委員事務局長指導事項としています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘、注意、意見に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、意見の改善の措置状況については、次回の監査においてもその内容を確認します。

(参考)

監査結果の区分（令和4年度まで）

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>

監査結果の区分（令和元年度まで）

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項

注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
指導	<p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>
指導 (検討)	<p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>

(注)「指導」、「指導(検討)」は、件数のみ公表しています。

令和5年度版監査年報

令和7年3月 発行

静岡県監査委員事務局監査課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電 話 054-221-2296
e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。